

平成27年4月28日
初等中等教育分科会
チーム学校作業部会
参考資料

管理職や主幹教諭等の現状について

平成27年4月28日
中央教育審議会 初等中等教育分科会
チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会
(第8回)

文部科学省 初等中等教育局
初等中等教育企画課

目次

1. 管理職や主幹教諭等に関する職務規定	2
2. 管理職や主幹教諭等の登用状況等	3
3. 管理職選考試験の受験資格	10
4. 主幹教諭等選考のための受験資格	23
5. 教育委員会における学校管理職の育成・確保の状況	30
6. 学校管理職の勤務実態	39
7. 主幹教諭と主任について	44
8. 管理職や主幹教諭等に関する答申・報告等	48

管理職や主幹教諭等に関する職務規定

○ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

- 2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
- 4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 5 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 6 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 7 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- 8 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)に事故があるときは校長の職務を代理し、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。
- 9 主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- 10 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 11～18 略
- 19 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

管理職や主幹教諭等の登用状況等

管理職等の数及び登用者数(平成26年4月1日現在)

	小学校	中学校	高等学校・ 中等教育学校	特別支援学校	合計
公立学校数 本校 分校<外数>	20,357 <201>	9,626 <81>	3,577 <89>	924 <113>	34,484 <484>
校長数	19,977	9,320	3,540	924	33,761
うち 校長登用者数	3,203	1,243	689	207	5,342
副校長数	1,750	900	758	238	3,646
うち 副校長登用者数	271	141	246	65	723
教頭数	18,640	9,095	4,761	1,350	33,846
うち 教頭登用者数	3,272	1,692	884	298	6,146
主幹教諭数	9,009	6,224	3,432	1,077	19,742
うち 主幹教諭 登用者数	1,901	1,204	610	215	3,930
指導教諭数	828	529	407	109	1,873
うち 指導教諭 登用者数	215	110	75	19	419

(出典)平成25年度 公立学校教職員の人事行政状況調査結果(文部科学省)

新たな職(副校長、主幹教諭、指導教諭)の導入状況

○副校長 : 校長を助け、校長から命を受けて校務をつかさどる。

(学校教育法第37条第5項等)

【設置区市数: 44都道府区市、設置人数: 3,646名】

○主幹教諭: 校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育等をつかさどる。(学校教育法第37条第9等)

【設置区市数: 55都道府区市、設置人数: 19,742名】

○指導教諭: 児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(学校教育法第37条第10項等)

【設置区市数: 23都府区市、設置人数: 1,873名】

出典: 平成25年度公立学校教職員の人事行政状況調査(文部科学省調べ)

調査対象: 人事権を持つ67都道府県・指定都市教育委員会

校長・副校長・教頭の登用率の推移(各年4月1日現在)

(単位:%)

校種	小学校			中学校			高等学校 中等教育学校			特別支援学校			合計		
	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭
11	13.2	—	12.1	11.8	—	15.8	19.5	—	18.7	21.7	—	20.8	13.7	—	14.2
16	14.1	—	13.6	12.4	—	15.1	18.3	—	15.8	19.7	—	18.5	14.2	—	14.5
22	15.4	12.3	15.9	13.8	21.9	18.1	18.6	26.2	17.3	22.6	30.5	20.3	15.5	18.4	16.8
23	14.6	15.7	14.5	12.6	16.8	17.2	17.9	30.2	15.7	20.3	29.0	19.4	14.5	19.6	15.6
24	14.9	15.9	15.5	12.7	15.9	17.0	19.1	29.5	17.3	23.3	24.1	20.7	14.9	19.1	16.4
25	15.1	15.8	16.1	13.5	19.8	18.1	19.9	36.4	18.7	23.0	30.4	22.8	15.4	22.0	17.3
26	16.0	15.5	17.6	13.3	15.7	18.6	19.5	32.5	18.6	22.4	27.3	22.1	15.8	19.8	18.2

(出典)平成25年度 公立学校教職員の人事行政状況調査結果(文部科学省)

校長の年齢別登用状況の推移

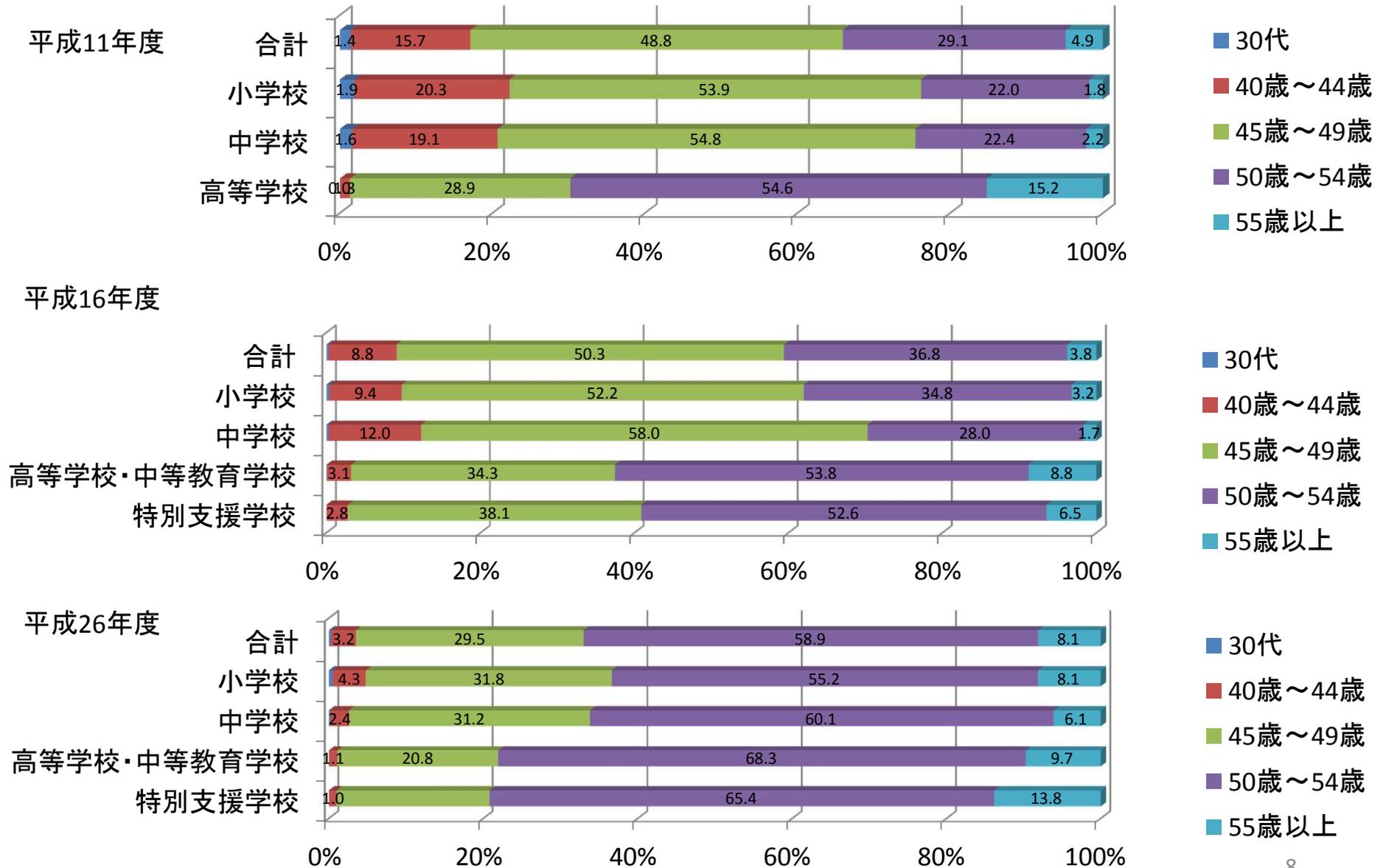
(単位:%)



(出典)平成25年度 公立学校教職員の人事行政状況調査結果(文部科学省)

教頭の年齢別登用状況の推移

(単位:%)



(出典)平成25年度 公立学校教職員の人事行政状況調査結果(文部科学省)

校長等登用者の直前の職

登用直前の職歴	校長 登用者数	副校長 登用者数	教頭 登用者数	主幹教諭 登用者数	指導教諭 登用者数
副校長	623 (115)				
教頭	3,445 (649)	279 (45)			4
主幹教諭		325 (73)	1,534 (278)		28 (7)
指導教諭			56 (23)	392 (171)	
教諭		60 (8)	2,951 (516)	3,257 (1010)	368 (169)
養護教諭			3 (3)	104 (65)	3 (3)
事務職員	3	1	8 (2)		
その他の教育職員	27 (4)	1	19 (4)	4 (2)	2 (2)
教育委員会事務局 職員	1,190 (130)	57 (9)	1,535 (283)	171 (36)	13 (6)
その他	54 (4)		40 (8)	2 (1)	1
合計	5,342 (902)	723 (135)	6,146 (1,117)	3,930 (1,285)	419 (187)

(注) ()は、登用者に占める女性の人数

(出典)平成25年度 公立学校教職員の人事行政状況調査結果(文部科学省)

管理職選考試験の受験資格

県市別 年齢制限・経験年数について(平成26年4月1日現在)

都道府県 指定都市	1 年齢制限				2 経験年数			
	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)
1 北海道	58歳未満	58歳未満	58歳未満	58歳未満	教頭経験2年以上	教諭経験13年以上	教頭経験2年以上	教諭経験13年以上
2 青森県	40歳以上58歳未満	38歳以上	58歳未満	40歳以上	・教職経験10年以上 ・教頭経験2年以上	教職経験10年以上	教頭経験2年以上	教職経験10年以上
3 岩手県	制限なし	47歳以上	制限なし	47歳以上	・教頭・副校長経験又は主任指導主事等3年以上	本県採用後15年以上(他県の本務期間を通算する)	副校長経験3年以上又は主任指導主事等経験3年以上	勤務経験10年以上
4 宮城県	58歳以下	(副校長)58歳以下 (教頭)55歳以下	58歳以下	(副校長)58歳以下 (教頭)55歳以下	・教頭経験2年以上	(副校長)教頭経験2年以上 (教頭)教育に関する職の経験15年以上	教頭経験2年以上	(副校長) 教頭経験2年以上 (教頭) 教育に関する職の経験15年以上
5 秋田県	45歳以上	37歳以上	50歳以上	(高校) 38歳以上56歳まで (特支) 40歳以上56歳まで	制限なし	教諭経験15年以上	教職経験20年以上	教諭経験15年以上
6 山形県	50歳以上57歳以下	45歳以上54歳以下	(高校) 57歳以下 (特支) 50歳以上 57歳以下	(高校) 47歳以上54歳以下 (特支) 45歳以上54歳以下	・教職経験20年 ・教頭経験3年以上	教歴15年以上	(高校) 教歴20年・副校長又は教頭3年以上 (特支) 教歴20年・教頭3年以上	(高校) 教歴20年以上 (特支) 教歴15年以上
7 福島県	45歳以上	40歳以上	制限なし	40歳以上	・教職経験15年以上 ・教頭経験2校5年以上 ・現任校・所属2年以上 (ただし、55歳以上は1年目でも受験可)	・教職経験10年以上 ・現任校・所属2年以上	・教頭職3年以上 ・現任校・所属2年以上	・教職経験10年以上 ・現任校・所属2年以上
8 茨城県	40歳以上56歳以下	55歳以下 副校長37歳以上	45歳以上 56歳以下	40歳以上56歳以下 副校長42歳以上	教頭経験2年以上	教育に関する職の経験概ね10年以上	教頭経験2年以上	教育に関する職の経験概ね10年以上
9 栃木県	42歳以上	40歳以上	58歳以下	45歳以上58歳以下	・教育に関する職の経験12年以上 ・教頭(または相当職)経験2年以上	教育に関する職の経験10年以上	・教育に関する職の経験12年以上 ・教頭(または相当職)経験2年以上	教育に関する職の経験10年以上
10 群馬県	40歳以上(教育に関する職の経験15年以上)又は45歳以上(教育に関する職の経験20年以上)	35歳以上(教育に関する職の経験13年以上)又は40歳以上(教育に関する職の経験18年以上)	—	・40歳以上(教育に関する職の経験15年以上) ・45歳以上(教育に関する職の経験20年以上) ・50歳以上(教育に関する職の経験5年以上で、かつ社会人特別選考による採用者)	教育に関する職の経験15年以上(40歳以上)又は教育に関する職の経験20年以上(45歳以上)	教育に関する職の経験13年以上(35歳以上)又は教育に関する職の経験18年以上(40歳以上)	—	・40歳以上(教育に関する職の経験15年以上) ・45歳以上(教育に関する職の経験20年以上) ・50歳以上(教育に関する職の経験5年以上で、かつ社会人特別選考による採用者)

都道府県 指定都市	1 年齢制限				2 経験年数			
	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)
11 埼玉県	43歳以上 57歳以下	35歳以上 55歳以下	—	37歳以上 55歳以下	本県における教育に関する職の経験10年以上の者で、教頭(教頭相当職)経験3年以上の者、又は教頭候補者名簿登載4年を経た者	教育に関する職の経験が5年以上あり、そのうち本県での職歴が3年以上ある者	—	教育に関する職の経験が8年以上ある者
12 千葉県	57歳以下	57歳以下	57歳以下	54歳以下	教頭経験3年以上	本県における教育に関する職の経験10年以上	教頭経験3年以上	本県における教育に関する職の経験10年以上
13 東京都	58歳未満	(A選考) 32歳以上44歳未満 (B選考) 39歳以上54歳未満 (C選考) 50歳以上58歳未満 (注3参照)	58歳未満	(A選考) 32歳以上44歳未満 (B選考) 39歳以上54歳未満 (C選考) 50歳以上58歳未満	教育管理職経験3年以上	(A選考)主幹教諭、指導教諭又は主任教諭歴2年以上ある者 (B選考)主幹教諭又は指導教諭である者 (C選考)主幹教諭又は指導教諭歴3年以上	教育管理職経験3年以上	(A選考) 主幹教諭、指導教諭又は主任教諭歴2年以上ある者 (B選考) 主幹教諭又は指導教諭である者 (C選考) 主幹教諭又は指導教諭歴3年以上
14 神奈川県	—	・39歳以上56歳以下 (総括教諭、および県・行政職給料表(1)の6級(相当)の職(グループリーダー、主幹及び指導主事等)にあるもの) ・39歳以上54歳以下 (教諭、養護教諭及び栄養教諭)	—	・39歳以上56歳以下 (総括教諭、および県・行政職給料表(1)の6級(相当)の職(グループリーダー、主幹及び指導主事等)にあるもの) ・39歳以上54歳以下 (教諭、養護教諭及び栄養教諭)	—	教職経験を10年以上有し、このうち本県教職経験(政令市教職経験を含まない。)を5年以上有する者。	—	教職経験を10年以上有し、このうち本県教職経験(政令市教職経験を含まない。)を5年以上有する者。
15 新潟県	57歳以下	42歳以上	制限なし	(副校長) 制限なし (教頭) 37歳以上55歳以下	新潟県公立義務教育諸学校の教頭経験3年以上	教職経験15年以上かつ新潟県公立義務教育諸学校教職経験8年以上	制限なし	(副校長) 制限なし (教頭) 教職経験15年以上
16 富山県	45歳以上	38歳以上	—	—	教頭経験3年以上又はこれに相当する機関等勤務者	教育に関する職の経験15年以上	—	—
17 石川県	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	教頭経験2年以上	教育に関する職の経験10年以上	教頭経験2年以上	教育に関する職の経験10年以上
18 福井県	50歳以上 57歳以下	47歳以上57歳以下	50歳以上 57歳以下	47歳以上57歳以下	原則として、教頭歴のある者	制限なし	原則として、教頭歴のある者	制限なし
19 山梨県	52歳以上 58歳以下	47歳以上57歳以下	53歳以上 58歳未満	49歳以上56歳未満	教頭経験3年以上	在職17年以上	在職15年以上 教頭経験3年以上	在職10年以上
20 長野県	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし

都道府県 指定都市	1 年齢制限				2 経験年数			
	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)
21 岐阜県	制限なし	制限なし	制限なし	—	教頭経験2年以上	制限なし	制限なし	—
22 静岡県	制限なし	制限なし	57歳以下	56歳以下	教頭、教育委員会事務局職員経験2年以上	制限なし	副校長、教頭又は事務局職員経験2年以上	(副校長) 教頭又は事務局職員経験2年以上(特支は1年以上) (教頭) 主任経験2年以上(特支は部主事を含む。)
23 愛知県	57歳以下	40歳以上 57歳以下	57歳以下	40歳以上 57歳以下	教頭又はこれに準ずる職員としての経験が3年以上	学校における主幹教諭又は教諭としての経験が15年以上あり、かつ、公立小中学校における教職経験年数が10年以上	教頭歴3年以上	学校における教諭(養護教諭を含む。)としての教職経験年数が15年以上あり、かつ、県立学校における教職経験年数が10年以上
24 三重県	57歳以下	57歳以下	55歳以下	55歳以下	教頭又は教頭相当職経験2年以上	県内公立学校、県教育委員会又は県内市町等教育委員会事務局の正規職員として10年以上	教頭又は教頭相当職経験2年以上	県内公立学校、県教育委員会又は県内市町等教育委員会事務局の正規職員として10年以上
25 滋賀県	制限なし	40歳以上	制限なし	40歳以上	教頭経験(教頭に準ずる経験を含む。)2年以上	教職経験(教育行政機関在職を含む。)15年以上	教頭または教頭級経験2年以上	教諭経験10年以上
26 京都府	制限なし	55歳未満	—	55歳未満	教頭経験(副校長歴を含む)2年以上	教務主任経験2年以上	—	・京都府立学校の管理運営に関する規則第21条に規定する部長経験2年以上 ・原則として複数の学校の勤務経験
27 大阪府	35歳以上 57歳以下	35歳以上 57歳以下	35歳以上 62歳以下	35歳以上 57歳以下	教頭又は指導主事若しくはこれに準ずる職の者	教職経験5年以上	・教頭又は指導主事若しくはこれに準ずる職の者 ・校長公募選考の対象者は定年退職校長を含む	教職経験5年以上
28 兵庫県	45歳以上	40歳以上	制限なし	43歳以上	教頭経験年数が2年以上又はこれと同等と認められる者	本県5年以上の教育に関する職の経験年数	教頭経験年数が2年以上又はこれと同等と認められる者	制限なし
29 奈良県	43歳以上 57歳以下	35歳以上 54歳以下	43歳以上 57歳以下	35歳以上 54歳以下	県内の公立学校教頭又は教頭候補者名簿に登載された教育委員会事務局職員等(出向者も含む。)の経験が通算2年以上	教育に関する職の経験10年以上	県内の公立学校教頭又は教頭候補者名簿に登載された教育委員会事務局職員等(出向者も含む。)の経験が通算2年以上	教育に関する職の経験10年以上
30 和歌山県	45歳以上	40歳以上	45歳以上	40歳以上	教頭もしくは指導主事等教育行政経験が2年以上	公立学校教職員で経験10年以上(指導主事等教育行政経験含む)	教頭経験2年以上 (教育行政機関在籍期間を含む)	教育に関する職の経験10年以上

都道府県 指定都市	1 年齢制限				2 経験年数			
	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)
31 鳥取県	57歳以下	38歳以上	県立高等学校は実施せず 県立特別支援学校は義務校長に準じる	40歳以上	・教職経験15年以上 ・現に教頭又はこれに準ずる職に2年以上	・普通免許状を有する者は、教育に関する職の経験5年以上 ・普通免許状を有しない者は、教育に関する職の経験10年以上	・県立高等学校は実施せず ・県立特別支援学校は義務校長に準じる。	・普通免許状を有する者は、教育に関する職の経験5年以上 ・普通免許状を有しない者は、教育に関する職の経験10年以上
32 島根県	45歳以上	40歳以上	59歳未満	47歳以上 59歳未満	教頭経験又は副校長経験3年以上	教育に関する職の経験10年以上	教頭職2年以上	教諭経験10年以上、養護教諭5年以上
33 岡山県	55歳以下	53歳以下	55歳以下	53歳以下	副校長及び教頭経験2年以上	教職経験10年以上	副校長及び教頭経験2年以上	教職経験10年以上
34 広島県	57歳以下	56歳以下	57歳以下	56歳以下	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
35 山口県	47歳以上	44歳以上	47歳以上	44歳以上	教頭経験3年以上	教職経験10年以上	教頭経験3年以上	教職経験10年以上
36 徳島県	制限なし	・41歳以上(特殊勤務がある場合は38歳以上)	制限なし	41歳以上	教頭経験3年以上	教職経験10年以上	教頭経験3年以上	教職経験10年以上
37 香川県	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	・教頭経験2年以上	教職経験10年以上	制限なし	教職経験15年以上
38 愛媛県	45歳以上 57歳未満	40歳以上 57歳未満	45歳以上 57歳未満	40歳以上 57歳未満	・教頭経験2年以上 ・教職経験20年以上	教職経験15年以上	・教頭経験2年以上 ・教職経験20年以上	教職経験15年以上
39 高知県	制限なし	38歳以上	制限なし	43歳以上	教頭経験2年以上	教育に関する職の経験5年以上	教頭経験2年以上	教育に関する職の経験5年以上
40 福岡県	57歳以下	40歳以上 57歳以下	57歳以下	39歳以上 53歳以下	副校長及び教頭経験2年以上	教職経験10年以上	副校長及び教頭経験2年以上	教職経験10年以上

都道府県 指定都市	1 年齢制限				2 経験年数			
	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)
41 佐賀県	58歳未満	40歳以上 55歳未満	50歳以上 57歳未満	45歳以上 54歳未満	教職経験13年以上	教職経験10年以上	教職経験15年以上	教職経験10年以上
42 長崎県	制限なし	41歳以上	制限なし	43歳以上	教頭またはこれに準ずる 職に経験3年以上	教職員経験14年以上	教頭またはこれに準ずる 職に経験3年以上	教職員経験10年以上
43 熊本県	43歳以上	40歳以上	46歳以上 58歳以下	(副校長) 46歳以上58歳以下 (教頭) 40歳以上57歳以下	・教頭経験3年以上 ・教職経験15年以上	教職経験10年以上	(副校長) ・教職経験10年以上 ・教頭経験2年以上 (教頭) ・教職経験10年以上	・教職経験10年以上 ・教頭経験2年以上
44 大分県	48歳以上	45歳以上	50歳以上	45歳以上	1又は2のいずれか 1教諭の専修免許状所有者 又は1種免許状所有者 で教育に関する職の経験5 年以上 2教育に関する職の経験 10年以上	教育に関する職に5年以 上	1又は2のいずれか 1教諭の専修免許状所有者 又は1種免許状所有者 で教育に関する職の経験 5年以上 2教育に関する職の経験 10年以上	教育に関する職に5 年以上
45 宮崎県	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	・副校長経験1年以上 ・教頭経験2年以上	教育に関する職の経験 10年以上	・副校長経験1年以上 ・教頭経験2年以上	教育に関する職の経験 10年以上
46 鹿児島県	35歳以上	35歳以上	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
47 沖縄県	50歳以上	40歳以上	50歳以上	40歳以上	教頭経験3年以上	教職に関する職の経験 10年以上	教頭経験3年以上	教職に関する職の経験 10年以上
48 札幌市	制限なし	(教頭)満40歳 以上	制限なし	(副校長)制限なし (教頭)満40歳以上	・教職経験17年以上 ・市立学校経験4年以上 ・教頭経験2年以上	・教職経験15年以上 ・市立学校経験4年以上	・教職経験17年以上 ・市立学校経験4年以上 ・副校長経験1年以上も しくは教頭経験2年以上	・教職経験15年以上 ・市立学校経験4年 以上 (副校長は、加えて 教頭経験2年以上)
49 仙台市	58歳以下	39歳以上 55歳以下	-	-	教頭経験2年以上	教育に関する職の経験 15年以上	-	-
50 さいたま市	58歳以下	35歳以上 59歳以下	-	-	本県市での教育に関する 職の経験10年以上あり、 教頭候補者名簿に登載さ れて3年経過した者	教育に関する職の経験 が5年以上あり、そのうち 本県市での職歴が3年以 上	-	-

都道府県 指定都市	1 年齢制限				2 経験年数			
	(1)義務校長 (副校長含む)	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)
51 千葉市	57歳以下	57歳以下	—	—	原則教頭経験3年以上	・原則教諭経験10年以上 ・教務主任等経験3年以上	—	—
52 川崎市	57歳以下	56歳以下	57歳以下	56歳以下	教頭経験1年以上	本市教職経験10年以上	教頭経験1年以上	本市教職経験10年以上
53 横浜市	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	教頭経験3年以上	本市教職経験6年以上、 又は、教育に関する職の 経験10年以上	教頭経験3年以上	本市教職経験6年以上、 又は、教育に関する職 の経験10年以上
54 相模原市	制限なし	制限なし	—	—	・教職経験20年以上 ・教頭経験1年以上	・教職経験15年以上 ・総括教諭経験1年以上	—	—
55 新潟市	57歳以下	38歳以上	—	—	・教頭経験3年以上	・正規として勤務経験15 年以上(内、新潟県公立 義務教育諸学校の勤務 経験8年以上)	—	—
56 静岡市	制限なし	制限なし	—	—	・教頭又は指導主事等行 政の経験が2年以上 ・本市公立小中学校の教 職経験が2年以上	・教諭経験(指導主事等 行政経験を含む)が10年 以上 ・本市公立小中学校の教 職経験が2年以上の者	—	—
57 浜松市	制限なし	制限なし	—	—	教頭経験2年以上	教職経験5年以上	—	—
58 名古屋市	制限なし	55歳以下	制限なし	40歳以上 55歳以下	教職経験20年以上 教頭経験3年以上	教職経験15年以上 教務主任経験2年以上	教頭経験3年以上	教職経験10年以上
59 京都市	制限なし	40歳以上	制限なし	40歳以上	教頭経験3年以上	以下の①かつ②を満た す者 ①教職経験15年以上 ②主幹教諭、指導教諭、 副教頭、事前協議主任 等の経験	教頭経験3年以上	以下の①かつ②を満た す者 ①教職経験15年以上 ②主幹教諭、指導教諭、 副教頭、事前協議主任 等の経験
60 大阪市	内部人材は満 59歳以下 外部人材は満 35歳以上	教諭は34歳以 上59歳以下	内部人材は満 59歳以下 外部人材は満 35歳以上	教諭は34歳以上59歳 以下	教頭・指導主事等事務局 の経験1年以上	教職経験5年以上	教頭・指導主事等事 務局の経験1年以上	教職経験5年以上

都道府県 指定都市	1 年齢制限				2 経験年数			
	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)
61 堺市	40歳以上 60歳未満	35歳以上 60歳未満	40歳以上 60歳未満	35歳以上 60歳未満	制限なし	教職経験5年以上	制限なし	教職経験5年以上
62 神戸市	制限なし	40歳以上	制限なし	40歳以上	教頭経験4年以上	教諭経験10年以上	教頭経験4年以上	教諭経験10年以上
63 岡山市	55歳以下	45歳以上	—	—	副校長又は教頭経験2年 以上	教職経験10年以上又は主 幹教諭経験1年以上	—	—
64 広島市	制限なし	56歳未満	制限なし	56歳未満	教頭経験3年以上又は所 属学校長が推薦した者	制限なし	制限なし	制限なし
65 北九州市	満58歳以下	37歳以上 56歳以下	満58歳以下	37歳以上 56歳以下	教頭経験(指導主事含む) 3年以上(当分の間、平成 元年3月31日以降から教 員である者で、二種免許 状を有する者を含む。)	1又は2のいずれか 1 教諭一種免許状又は専 修免許状を有するもので 教育に関する職の経験年 数が5年以上 2 教育に関する職の経験 年数が10年以上 (当分の間、平成元年3月 31日以降から教員である 者で、二種免許状を有す る者を含む。)	教頭経験(指導主事含 む)3年以上(当分の間、 平成元年3月31日以降 から教員である者で、 二種免許状を有する者 を含む。)	1又は2のいずれか 1 教諭一種免許状又は専 修免許状を有するもので教育 に関する職の経験年数が5 年以上 2 教育に関する職の経験年 数が10年以上 (当分の間、平成元年3月31 日以降から教員である者で、 二種免許状を有する者を含 む。)
66 福岡市	39歳以上 上限なし	37歳以上 57歳以下	39歳以上 上限なし	37歳以上 57歳以下	教頭相当職2年超	在職5年以上	教頭相当職2年超	在職5年以上
67 熊本市	43歳以上	40歳以上	43歳以上	40歳以上	・教頭経験3年以上 ・教職経験15年以上	教職経験10年以上	教頭経験3年以上 教職経験15年以上	教職経験10年以上

(注1) 表中見出しの「県立」とは、都道府県立・指定都市立学校を示す。

(注2) 「—」は、管理職選考試験を実施していない場合を表す。

(注3) 東京都のA～C選考とは、「A選考...若手登用、B選考...中堅登用、C選考...ベテラン登用」である。

(注4) 各教育委員会が定める管理職選考試験実施要項等には、その他特例が定められている場合がある。

(出典)平成25年度 公立学校教職員の人事行政状況調査結果(文部科学省)

県市別 職種資格・推薦者について(平成26年4月1日現在)

都道府県 指定都市	1 職種資格について				2 推薦者について			
	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)
1北海道	教頭・副校長 専門的教育職員 主査 又はこれに相当する職以上	主幹教諭・教諭	教頭・副校長 専門的教育職員主査 又はこれに相当する職以上	主幹教諭・教諭	併用	併用	併用	併用
2青森県	県内の国立学校、公立学校の職員	県内の国立学校、公立学校に勤務する教員、その他交流人事等で他県等の教育機関等に勤務している者。ただし、臨時的任用の者を除く。	教頭	教員	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
3岩手県	教頭・副校長又は主任指導主事等	制限なし	副校長等	教諭等	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
4宮城県	副校長・教頭	制限なし	副校長・教頭	制限なし	校長 市町村教育委員会	校長 市町村教育委員会	推薦不要	推薦不要
5秋田県	教育職員免許状を有する者	教諭、養護教諭	副校長・教頭	制限なし	市町村教育委員会教育長	校長、市町村教育委員会教育長	校長	校長
6山形県	教頭 (教頭相当職)	教員	副校長及び教頭 (教頭相当職)	教員	推薦不要(所属長の人物証明書)	推薦不要(所属長の人物証明書)	推薦不要(所属長の人物証明書)	推薦不要(所属長の人物証明書)
7福島県	教頭経験 (2校5年以上)	教諭、養護教諭 (教職経験10年以上)	教頭等	教諭等	推薦不要	推薦不要	校長等	推薦不要
8茨城県	教頭	制限なし	教頭	制限なし	市町村教育委員会教育長	市町村教育委員会教育長	校長	校長
9栃木県	教頭又は教頭相当職	制限なし	教頭又は教頭相当職	制限なし	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
10群馬県	制限なし	制限なし	実施なし	制限なし	推薦不要	推薦不要	実施なし	推薦不要
11埼玉県	教育に関する職(学校教育法施行規則第20条第1号に規定する職)	教育に関する職(学校教育法施行規則第20条第1号に規定する職)	実施なし	教育に関する職	推薦不要	推薦不要	実施なし	校長
12千葉県	教頭又は教頭相当職	制限なし	教頭又は教頭相当職	制限なし	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
13東京都	教育管理職歴3年以上	(A選考)主幹教諭、指導教諭又は主任教諭歴2年以上ある者 (B選考)主幹教諭又は指導教諭である者 (C選考)主幹教諭又は指導教諭歴3年以上	教育管理職歴3年以上	(A選考)主幹教諭、指導教諭又は主任教諭歴2年以上ある者 (B選考)主幹教諭又は指導教諭である者 (C選考)主幹教諭又は指導教諭歴3年以上	推薦不要	併用	推薦不要	併用

都道府県 指定都市	1 職種資格について				2 推薦者について			
	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)
14 神奈川県	実施なし	・総括教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・教育局及び知事部局に勤務する者のうち 1県・行政職給料表(1)の6級(相当)の職(グループリーダー、主幹及び指導主事等)にある者 2県・行政職給料表(1)の6級(相当)未満の職(副主幹、主査及び指導主事等)にある者	実施なし	・総括教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・教育局及び知事部局に勤務する者のうち 1県・行政職給料表(1)の6級(相当)の職(グループリーダー、主幹及び指導主事等)にある者 2県・行政職給料表(1)の6級(相当)未満の職(副主幹、主査及び指導主事等)にある者	実施なし	推薦不要	実施なし	推薦不要
15 新潟県	制限なし	制限なし	・制限なし ・副校長及び教頭(高校の場合)	制限なし	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
16 富山県	教頭もしくは教頭相当職	教員	実施なし	実施なし	市町村教育委員会教育長もしくは勤務する機関等の所属長	市町村教育委員会教育長もしくは機関等の所属長	実施なし	実施なし
17 石川県	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	市町教育長 教育事務所長	市町教育長 教育事務所長	校長	校長
18 福井県	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	市町教育委員会教育長 県教育庁企画幹 県立学校長 国立の教育機関の長	推薦不要	市町教育委員会教育長 県教育庁企画幹 県立学校長 国立の教育機関の長	推薦不要
19 山梨県	教頭経験3年以上	制限なし	制限なし	制限なし	市町村教育委員会教育長	市町村教育委員会教育長	校長	校長
20 長野県	副校長、教頭 主任指導主事	教諭、養護教諭、指導主事、専門主事(副校長の受験資格は教頭、主任指導主事)	副校長、教頭、主任指導主事	教諭、養護教諭、指導主事、専門主事	所属長 校長 市町村教育委員会	所属長 校長 市町村教育委員会	所属長 校長	併用
21 岐阜県	教頭等経験2年以上	制限なし	副校長・教頭	実施なし	推薦不要	推薦不要	推薦不要	実施なし
22 静岡県	教頭又は事務局等職員としての経験を2年以上有し、公教育の推進に顕著な実績があると認められる者	教員又は事務局等職員としての職務遂行に際し、特に優れた実績が認められる者	原則として57歳以下で、副校長、教頭又は事務局職員としての経験を2年以上有する者	副校長：原則として56歳以下で、教頭又は事務局職員としての経験を2年以上有する者。 教頭：原則として56歳以下で、学校管理規則に規程する主任等の経験を2年以上有する者	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
23 愛知県	教頭、事務局職員	教諭、部主事、事務局職員	教頭、事務局職員	教諭、部主事、事務局職員	校長、事務局所属長	校長、事務局所属長	校長、事務局所属長	校長、事務局所属長
24 三重県	教頭又は教頭相当職経験2年以上	県内公立学校、県教育委員会又は県内市町等教育委員会事務局の正規職員として10年以上	教頭又は教頭相当職経験2年以上	制限なし	併用	併用	併用	併用
25 滋賀県	教頭(教頭級)	主幹教諭および教諭	副校長および教頭(教頭級)	主幹教諭および教諭	市町教育委員会 教育長、教育委員会所管以外は所属長	市町教育委員会 教育長、教育委員会所管以外は所属長	推薦不要	推薦不要

都道府県 指定都市	1 職種資格について				2 推薦者について			
	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)
26 京都府	副校長・教頭	主幹教諭・指導教諭・ 教諭	実施なし	主幹教諭・指導教諭・ 教諭	市町(組合)教育委員会 教育長 (ただし、府教育庁・教 育機関に勤務する者は 所属長)	市町(組合)教育委員会 教育長 (ただし、府教育庁・教 育機関に勤務する者は 所属長)	実施なし	校長 (ただし、府教育庁・教 育機関に勤務する者は 所属長)
27 大阪府	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	市町村教育委員会教 育長、課長などの所属 長	市町村教育委員会教 育長、課長などの所属 長	推薦不要	所属長
28 兵庫県	教頭経験2年以上又は それと同等と認められ る者他	学校教育法施行規則 第23条に該当する者他	教頭経験2年以上又は それと同等と認められ る者他	学校教育法施行規則 第23条に該当する者他	市町村教育委員会教 育長・校長	市町村教育委員会教 育長・校長	校長	校長
29 奈良県	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
30 和歌山県	教頭または指導主事等 教育行政経験2年以上	公立学校教育職員で経 験10年以上(指導主事 等教育行政経験含む)	2年以上の教頭(副校 長)経験(教育行政在 職期間含む)	教育に関する職に10年 以上在職	併用	併用	併用	併用
31 鳥取県	教頭又はこれに準ずる 管理的な職	養護教諭、事務職員、 実習教諭、実習助手、 寄宿舎主任、寄宿舎副 主任、寄宿舎指導員、 栄養教諭及び学校栄 養職員で、教諭普通免 許状を有する者は教育 に関する職の経験5年 以上。普通免許状を有 しない者は、教育に関 する職の経験10年以上 の者	現に教頭又はこれに準 ずる管理的な職(県立 特別支援学校) 県立高等学校は実施な し	県立高等学校は、教諭 普通免許状を有する者 は、教育に関する職の 経験5年以上。普通免 許状を有しない者は、 教育に関する職の経験 10年以上の者 県立特別支援学校は 義務教頭に準ずる	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
32 島根県	教頭並びに教頭に類す る県教育委員会等の職 員	制限なし	教頭	教諭及び養護教諭	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
33 岡山県	副校長・教頭	制限なし(現任校の教 諭の専修又は一種免 許状保有者)	副校長・教頭	制限なし(現任校の教 諭の専修又は一種免 許状保有者)	校長・市町村教育委員 会の推薦	校長・市町村教育委員 会の推薦	校長	校長
34 広島県	教頭	制限なし	教頭	制限なし	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
35 山口県	教頭経験者	教諭・養護教諭・事務 局	教頭経験者	教諭・養護教諭・事務 局	併用 推薦:校長及び市町 教委教育長の推薦書 志願:校長及び市町 教委教育長の意見書	併用 推薦:校長及び市町 教委教育長の推薦書 志願:校長及び市町 教委教育長の意見書	併用 推薦:所属長の推薦書 志願:所属長の意見書	併用 推薦:所属長の推薦書 志願:所属長の意見書
36 徳島県	副校長・教頭及び市町 村・県教育委員会事務 局等又は国立学校の 副校長・教員	教員及び市町村・県 教育委員会事務局等職 員又は国立学校の教 員	副校長・教頭及び市町 村・県教育委員会事務 局等又は国立学校の 副校長・教員	教員及び県教育委員 会事務局等職員又は 国立学校の教員	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
37 香川県	教頭・副校長、教頭相 当職	原則として教務主任	教頭	主幹教諭、教諭、養 護教諭	推薦不要	推薦不要	推薦不要	校長
38 愛媛県	教職経験が20年以上で かつ、教頭歴が2年以 上	教職経験が15年以上	教職経験が20年以上 かつ、教頭歴が2年以 上	教職経験が15年以上	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要

都道府県 指定都市	1 職種資格について				2 推薦者について			
	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)
39 高知県	副校長、教頭 教育委員会事務局等 の相当職	教職員、教育委員会及 び教育機関の職員	副校長、教頭 教育委員会事務局等 の相当職	教職員、教育委員会及 び教育機関の職員	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
40 福岡県	副校長 教頭 教頭と同位の職階の 教委事務局等職員	主幹教諭 指導教諭 教諭 養護教諭 教委事務局等職員	副校長 教頭 教頭と同位の職階の 教委事務局等職員	主幹教諭 指導教諭 教諭 養護教諭 教委事務局等職員	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
41 佐賀県	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	併用 推薦者(所属長、市町 教育委員会教育長)	併用 推薦者(所属長、市町 教育委員会教育長)	併用 推薦者(所属長)	併用 推薦者(所属長)
42 長崎県	教頭またはこれに準ず る職	制限なし	教頭またはこれに準ず る職	制限なし	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
43 熊本県	教頭 43歳以上	主幹教諭、教諭、養護 教諭及び栄養教諭 40歳以上	教頭	(副校長)教頭 (教頭)主幹教諭、指導 教諭、教諭、養護教諭、 栄養教諭、指導主事	校長及び市町村教育 委員会教育長	校長及び市町村教育 委員会教育長	校長	校長(指導主事は所属 課長)
44 大分県	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
45 宮崎県	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
46 鹿児島県	35歳以上	35歳以上	制限なし	制限なし	推薦不要	推薦不要	校長	校長
47 沖縄県	教頭・副校長	制限なし	教頭・副校長	制限なし	所属長及び市町村教育 委員会教育長	所属長及び市町村教育 委員会教育長	所属長	所属長
48 札幌市	教頭	主幹教諭、教諭	教頭・副校長	(副校長)教頭 (教頭)教諭	推薦不要 ※推薦は不要としてい るが、校長の意見書を 求めている。	推薦不要 ※推薦は不要としてい るが、校長の意見書を 求めている。	推薦不要 ※推薦は不要としてい るが、校長の意見書を 求めている。	推薦不要 ※推薦は不要としてい るが、校長の意見書を 求めている。
49 仙台市	教頭	制限なし	—	—	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
50 さいたま市	教育に関する職	教育に関する職	—	—	所属長	所属長	—	—
51 千葉市	制限なし	制限なし	—	—	所属長	所属長	—	—
52 川崎市	教頭	主幹教諭、教諭及び養 護教諭	副校長及び教頭	主幹教諭、教諭及び養 護教諭	校長及び 市教育委員会	校長及び 市教育委員会	校長及び 市教育委員会	校長及び 市教育委員会

都道府県 指定都市	1 職種資格について				2 推薦者について			
	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)	(1)義務校長	(2)義務教頭 (副校長含む)	(3)県立校長	(4)県立教頭 (副校長含む)
53 横浜市	教頭	制限なし	教頭	制限なし	推薦なし	併用	推薦なし	併用
54 相模原市	教職経験20年以上で 教頭経験1年以上	教職経験15年以上で 総括教諭経験1年以上	—	—	校長	校長	—	—
55 新潟市	教頭	教諭、主幹教諭	実施なし	実施なし	推薦不要	推薦不要	実施なし	実施なし
56 静岡市	教頭又は指導主事もしくはこれに準ずる職の者	主幹教諭・教諭又は指導主事もしくはこれに準ずる職の者	実施なし	実施なし	併用	併用	実施なし	実施なし
57 浜松市	制限なし	制限なし	—	—	校長、教育委員会	校長、教育委員会	—	—
58 名古屋市	教頭	教務主任	教頭	制限なし	校長	校長	推薦不要	推薦不要
59 京都市	教頭経験3年以上	教職経験15年以上	教頭経験3年以上	教職経験15年以上	校長	校長	校長	校長
60 大阪市	教頭又は指導主事もしくはこれに準ずる職の者	教諭又は養護教諭 (副校長については平成25年度より2年間のモデル実施であり現在検討中)	教頭又は指導主事もしくはこれに準ずる職の者	教諭又は養護教諭 (副校長については平成25年度より2年間のモデル実施であり現在検討中)	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
61 堺市	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
62 神戸市	教頭	教諭	教頭	教諭	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
63 岡山市	副校長又は教頭	教諭(主幹教諭、指導教諭を含む)	—	—	校長	校長	—	—
64 広島市	教頭(教頭職相当と認めた者)	制限なし	教頭(教頭職相当と認めた者)	制限なし	併用	推薦不要	併用	推薦不要
65 北九州市	副校長及び教頭	制限なし	副校長及び教頭	制限なし	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
66 福岡市	教頭相当職2年以上	福岡市在職5年以上	教頭相当職2年以上	福岡市在職5年以上	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
67 熊本市	43歳以上 教職経験15年以上で教頭又は教育委員会職員等で教頭相当職3年以上	40歳以上 教職経験10年以上 主幹教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・教育委員会事務局等職員	43歳以上 教職経験15年以上で教頭又は教育委員会職員等で教頭相当職3年以上	40歳以上 教職経験10年以上 主幹教諭(国立学校教員)・教諭・養護教諭・教育委員会事務局等職員	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要

(注1) 表中見出しの「県立」とは、都道府県立・指定都市立学校を示す。

(注2) 「—」は、管理職選考試験を実施していない場合を表す。

(注3) 東京都のA～C選考とは、「A選考...若手登用、B選考...中堅登用、C選考...ベテラン登用」である。

(注4) 各教育委員会が定める管理職選考試験実施要項等には、その他特例が定められている場合がある。

(出典)平成25年度 公立学校教職員の人事行政状況調査結果(文部科学省)

主幹教諭等選考のための受験資格

県市別 年齢制限・経験年数について(平成26年4月1日現在)

都道府県 指定都市	1 年齢制限				2 経験年数			
	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭
1 北海道	55歳未満	—	—	—	教諭経験11年以上	—	—	—
2 青森県	—	—	—	—	—	—	—	—
3 岩手県	43歳以上	—	52歳以上	52歳以上	本県採用後11年以上 (他県の本務期間を通算する)	—	本県採用後15年以上	本県に採用後10年以上
4 宮城県	58歳以下	58歳以下	—	—	12年以上	12年以上	—	—
5 秋田県	—	—	—	—	—	—	—	—
6 山形県	制限なし	—	—	—	教歴10年以上	—	—	—
7 福島県	—	—	—	—	—	—	—	—
8 茨城県	—	—	—	—	—	—	—	—
9 栃木県	制限なし	制限なし	—	—	教育に関する職の 経験10年以上	教育に関する職の 経験10年以上	—	—
10 群馬県	—	—	—	—	—	—	—	—
11 埼玉県	主幹教諭の職を設置しているが、主幹教諭のみの選考は実施していない。	主幹教諭の職を設置しているが、主幹教諭のみの選考は実施していない	—	—	教頭候補者名簿に記載された者の中から、主幹教諭に充てる。	管理職候補者名簿に記載された者の中から、主幹教諭に充てる。	—	—
12 千葉県	制限なし	制限なし	—	—	教諭又は養護教諭、栄養教諭7年以上	教諭又は養護教諭、栄養教諭7年以上	—	—
13 東京都	34歳以上58歳未満	34歳以上58歳未満	34歳以上58歳未満	34歳以上58歳未満	主任教諭歴2年以上	主任教諭歴2年以上	・4級職(主幹教諭・指導教諭)選考 主任教諭歴2年以上 ・指導教諭の任用に関する選考 現に主幹教諭の者(主幹教諭(養護教諭)除く)	・4級職(主幹教諭・指導教諭)選考 主任教諭歴2年以上 ・指導教諭の任用に関する選考 現に主幹教諭の者(主幹教諭(養護教諭)除く)
14 神奈川県	制限なし	制限なし	—	—	制限なし	制限なし	—	—
15 新潟県	40歳以上	—	—	—	教職経験13年以上の者で、新潟県公立義務教育諸学校の教職経験が6年以上	—	—	—
16 富山県	—	—	—	—	—	—	—	—
17 石川県	40歳以上	40歳以上	40歳以上	—	制限なし	制限なし	制限なし	—
18 福井県	—	—	—	—	—	—	—	—
19 山梨県	47歳以上 54歳以下	47歳以上 54歳以下	—	—	在職10年以上	在職10年以上	—	—
20 長野県	—	—	—	—	—	—	—	—
21 岐阜県	制限なし	制限なし	—	—	制限なし	制限なし	—	—
22 静岡県	40歳以上50歳以下	—	—	—	制限なし	—	—	—
23 愛知県	制限なし	—	—	—	10年以上	—	—	—

都道府県 指定都市	1 年齢制限				2 経験年数			
	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭
24 三重県	—	—	—	—	—	—	—	—
25 滋賀県	38歳以上	38歳以上	—	—	教諭経験10年以上	教諭経験10年以上	—	—
26 京都府	40歳以上	40歳以上	45歳以上	45歳以上	教職経験年数10年以上	教職経験年数10年以上	教職経験年数10年以上	教職経験年数10年以上
27 大阪府	原則として30歳以上 57歳以下の者	原則30～57歳	原則として40歳以上 57歳以下の者	原則40～57歳	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
28 兵庫県	満45歳以上	満45歳以上	—	—	本県教職員として在職 期間20年以上	本県教職員として在職 期間20年以上	—	—
29 奈良県	35歳以上	—	—	—	公立学校教員5年以 上	—	—	—
30 和歌山県	—	—	—	—	—	—	—	—
31 鳥取県	—	制限なし	—	—	—	制限なし	—	—
32 島根県	40歳以上	47歳以上 59歳未満	—	—	教育に関する職の経 験10年以上	教諭経験10年以上、 養護教諭5年以上	—	—
33 岡山県	50歳以下	50歳以下	制限なし(B選考につ いては、50歳以下)	制限なし(B選考につ いては、50歳以下)	教職経験10年以上	教職経験10年以上	教職経験10年以上	教職経験10年以上
34 広島県	満55歳以下	満55歳以下	制限なし	制限なし	教職経験10年以上	教職経験10年以上	教職経験10年以上	教職経験10年以上
35 山口県	—	—	—	—	—	—	—	—
36 徳島県	41歳以上(特殊勤務が ある場合は38歳以上)	41歳以上	41歳以上	41歳以上	国・公立学校で教職経 験年数10年以上	国・公立学校で教職経 験年数10年以上	国・公立学校で教職経験 年数15年以上	国・公立学校で教職経験 年数15年以上
37 香川県	制限なし	制限なし	制限なし	—	教職経験10年以上	教職経験10年以上	教職経験10年以上	—
38 愛媛県	37歳以上57歳以下	—	—	—	教職経験10年以上	—	—	—
39 高知県	36歳以上	41歳以上	36歳以上	41歳以上	教育に関する職の経 験5年以上	教育に関する職の経 験5年以上	教育に関する職の経験5 年以上	教育に関する職の経験5 年以上
40 福岡県	57歳以下 35歳以上	57歳以下 37歳以上	57歳以下 35歳以上	57歳以下 37歳以上	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
41 佐賀県	38歳以上	40歳以上	38歳以上	40歳以上	10年以上	10年以上	10年以上	10年以上
42 長崎県	35歳以上の者	40歳以上	—	45歳以上	10年以上の経験を 有する者	教職員として10年以 上の経験を有する者	—	教職員として10年以上の 経験を有する者
43 熊本県	満40歳以上	満40歳以上、満57歳 以下	—	満40歳以上 満57歳以下	10年以上の教職経験 (教育行政経験を含 む。)	10年以上の教職経験	—	—
44 大分県	43歳以上	—	43歳以上	43歳以上	制限なし	—	制限なし	制限なし
45 宮崎県	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	教職経験10年以上	教職経験10年以上	教諭の経験10年以上	教諭の経験10年以上
46 鹿児島県	—	—	—	—	—	—	—	—

都道府県 指定都市	1 年齢制限				2 経験年数			
	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭
47 沖縄県	35歳以上	35歳以上	—	—	10年以上	10年以上	—	—
48 札幌市	満40歳以上	—	—	—	・教職経験15年以上 ・市立学校経験4年以上	—	—	—
49 仙台市	39歳以上55歳以下	—	—	—	教育に関する職の経験 が15年以上	—	—	—
50 さいたま市	制限なし	—	—	—	制限なし	—	—	—
51 千葉市	満57歳以下	—	—	—	千葉市立学校において7 年以上の勤務経験。	—	—	—
52 川崎市	45歳以上	45歳以上	—	—	教員経験15年以上及び 本市勤務経験5年以上	教員経験15年以上及 び本市勤務経験5年 以上	—	—
53 横浜市	制限なし	制限なし	—	—	横浜市立学校に5年以上 継続して勤務	横浜市立学校に5年 以上継続して勤務	—	—
54 相模原市	58歳以下	—	—	—	教員経験13年以上	—	—	—
55 新潟市	38歳以上	—	—	—	教諭又は養護教諭若し は栄養教諭経験が15年 以上	—	—	—
56 静岡市	制限なし	—	—	—	(1)教諭経験(指導主事 等行政経験を含む)が10 年以上の者。	—	—	—
57 浜松市	制限なし	—	—	—	制限なし	—	—	—
58 名古屋市	37歳以上	—	—	—	教職経験年数12年以上	—	—	—
59 京都市	36歳以上	36歳以上	45歳以上55歳以下	36歳以上	教職10年以上	教職10年以上	教職10年以上	教職10年以上
60 大阪市	33歳以上57歳以下	33歳以上57歳以下	40歳以上57歳以下	40歳以上57歳以下	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
61 堺市	30歳以上57歳以下の者	30歳以上57歳以下の者	40歳以上57歳以下の者	40歳以上57歳以下の者	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
62 神戸市	翌年度4月1日現在の年 齢が満45歳以上	翌年度4月1日現在の年 齢が満45歳以上	—	—	翌年度4月1日現在の本 市公立学校教職員として の在職期間20年以上	翌年度4月1日現在の 本市公立学校教職員 としての在職期間20 年以上	—	—
63 岡山市	40歳以上	—	40歳以上	—	教職経験年数10年以上	—	教職経験年数10年以上	—
64 広島市	58歳未満	58歳未満	58歳未満	58歳未満	教育に関する職に10年 以上ある者	教育に関する職に10 年以上ある者	教育に関する職に10年 以上ある者	教育に関する職に10年 以上ある者
65 北九州市	35歳以上	—	35歳以上	—	教諭等の経験5年以上	—	教諭等の経験5年以上	—
66 福岡市	年齢制限なし	年齢制限なし	年齢制限なし	年齢制限なし	福岡市立学校に5年以上 勤務	福岡市立学校に5年 以上勤務	福岡市立学校に5年 以上勤務	福岡市立学校に5年 以上勤務
67 熊本市	40歳以上	—	—	—	10年以上	—	—	—

(注1) 表中見出しの「県立」とは、都道府県立・指定都市立学校を示す。

(注2) 「—」は、選考試験を実施していない場合を表す。

(出典)平成25年度 公立学校教職員の人事行政状況調査結果(文部科学省)

県市別 職種資格・推薦者について(平成26年4月1日現在)

都道府県 指定都市	1 職種資格について				2 推薦者について			
	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭
1 北海道	教諭	—	—	—	併用 推薦の場合は、校長及び 市町村教育委員会教育長	—	—	—
2 青森県	—	—	—	—	—	—	—	—
3 岩手県	制限なし	—	制限なし	教諭等	推薦不要	—	教育事務所長等	所属長
4 宮城県	58歳以下	制限なし	—	—	市町村教育委員会教育長 及び校長	推薦不要	—	—
5 秋田県	—	—	—	—	—	—	—	—
6 山形県	制限なし	—	—	—	推薦不要	—	—	—
7 福島県	—	—	—	—	—	—	—	—
8 茨城県	—	—	—	—	—	—	—	—
9 栃木県	教諭 ※原則として、教務主 任の経験を有すること	教諭	—	—	推薦不要	推薦不要	—	—
10 群馬県	—	—	—	—	—	—	—	—
11 埼玉県	—	—	—	—	—	—	—	—
12 千葉県	教諭又は養護教諭、栄 養教諭	教諭又は養護教諭、 栄養教諭	—	—	推薦不要	推薦不要	—	—
13 東京都	主任教諭歴2年以上	主任教諭歴2年以 上	・4級職(主幹教諭・指導 教諭)選考 主任教諭歴2年以上 ・指導教諭の任用に関す る選考 現に主幹教諭の者(主 幹教諭(養護教諭)除く)	・4級職(主幹教諭・指導 教諭)選考 主任教諭歴2年以上 ・指導教諭の任用に関す る選考 現に主幹教諭の者(主 幹教諭(養護教諭)除く)	併用 (推薦の場合、区市町村教 育委員会)	併用 (推薦の場合、東京 都教育委員会)	併用 (推薦の場合、区市町村 教育委員会)	併用 (推薦の場合、東京都教育 委員会)
14 神奈川県	制限無し	制限無し	—	—	推薦不要	推薦不要	—	—
15 新潟県	制限なし	—	—	—	推薦不要	—	—	—
16 富山県	—	—	—	—	—	—	—	—
17 石川県	制限無し	制限無し	制限無し	—	市町教育委員会教育長 教育事務所長	学校長	市町教育委員会教育長 教育事務所長	—
18 福井県	—	—	—	—	—	—	—	—
19 山梨県	制限なし	制限なし	—	—	市町村教育委員会教育長	校長	—	—
20 長野県	—	—	—	—	—	—	—	—
21 岐阜県	なし	なし	—	—	なし	なし	—	—
22 静岡県	教諭 事務局等勤務者	—	—	—	市町村教育委員会 所属長	—	—	—
23 愛知県	教諭・養護教諭	—	—	—	市町村教育委員会教育長	—	—	—

都道府県 指定都市	1 職種資格について				2 推薦者について			
	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭
24三重県	—	—	—	—	—	—	—	—
25滋賀県	教諭	教諭	—	—	市町教育委員会教育長及び校長	校長	—	—
26京都府	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭	教諭	市町(組合)教育委員会教育長	校長	市町(組合)教育委員会教育長	校長
27大阪府	公立小・中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭の職にある者	府立学校の教諭、養護教諭、栄養教諭の職にある者又は現に指導主事の職にある者	公立小・中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭の職または現に指導主事の職にある者	府立学校の教諭、養護教諭、栄養教諭の職にある者又は現に指導主事の職にある者	市町村教育委員会教育長	所属長	市町村教育委員会教育長	所属長
28兵庫県	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	—	—	校長及び市町教育長	校長	—	—
29奈良県	教諭	—	—	—	推薦不要	—	—	—
30和歌山県	—	—	—	—	—	—	—	—
31鳥取県	—	なし	—	—	—	なし	—	—
32島根県	制限なし	教諭及び養護教諭	—	—	推薦不要	推薦不要	—	—
33岡山県	指導教諭又は教諭	指導教諭又は教諭	主幹教諭又は教諭	主幹教諭又は教諭	校長 市町村教育委員会教育長	校長	校長 市町村教育委員会教育長	校長
34広島県	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	市町教育委員会教育長	校長
35山口県	—	—	—	—	—	—	—	—
36徳島県	徳島県公立小・中学校教員及び市町村・県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教員	徳島県公立高等学校・特別支援学校の教員及び県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教員	徳島県公立小・中学校教諭及び市町村・県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教諭	徳島県公立高等学校・特別支援学校の教諭及び県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教諭	推薦不要	推薦不要	市町村教育委員会	校長
37香川県	原則として教務主任管理職候補者として登録された者の中から選考する	教諭または養護教諭	小学校若しくは中学校教員免許状を所有する者	—	推薦不要	校長	校長(所属長)	—
38愛媛県	小中学校教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者	—	—	—	校長、市町教育委員会教育長	—	—	—
39高知県	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
40福岡県	教諭 教委事務局等職員	教諭 教委事務局等職員	教諭 教委事務局等職員	教諭 教委事務局等職員	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
41佐賀県	教諭、養護教諭	指導教諭、教諭、養護教諭	教諭、養護教諭	教諭、養護教諭	併用 推薦者(所属長、市町教育委員会教育長)	併用 推薦者(所属長)	併用 推薦者(所属長、市町教育委員会教育長)	併用 推薦者(所属長)
42長崎県	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	—	教諭、養護教諭、栄養教諭	推薦不要 (市町教委、校長による調書を提出)	所属長	—	所属長

都道府県 指定都市	1 職種資格について				2 推薦者について			
	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭
43 熊本県	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭 指導主事	—	10年以上の教職経験	市町村立学校教員に あつては市町村教育委 員会教育長、その他に あつては所属長	校長(指導主事は所 属課長)	—	(ア)熊本県高等学校教育研究 会部会長 (イ)校種別校長会(商業・工 業・農業・特別支援学校)会長 (ウ)高校教育課長・特別支援 教育課長・体育保健課長・県立 教育センター所長 (エ)所属長(県立学校長)
44 大分県	教諭	—	教諭	教諭	市町村教育委員会	—	市町村教育委員会	公募及び校長の推薦
45 宮崎県	指導教諭、教諭、養護教諭	指導教諭、教諭、養護教諭	教諭	教諭	校長	校長	校長	校長
46 鹿児島県	—	—	—	—	—	—	—	—
47 沖縄県	教諭	教諭	—	—	校長、市町村教育委員会教 育長	所属長	—	—
48 札幌市	教諭	—	—	—	推薦不要 ※推薦は不要としているが、 校長の意見書を求めている。	—	—	—
49 仙台市	・現に教育に関する職にある ・教諭の専修又は一種免許状	—	—	—	推薦不要	—	—	—
50 さいたま市	教頭登載者	—	—	—	推薦不要	—	—	—
51 千葉市	教諭、養護教諭、栄養教諭	—	—	—	所属長	—	—	—
52 川崎市	教諭、養護教諭、 栄養教諭	教諭、養護教諭、 栄養教諭	—	—	校長	校長	—	—
53 横浜市	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭	—	—	校長	校長	—	—
54 相模原市	制限なし	—	—	—	校長	—	—	—
55 新潟市	制限なし	—	—	—	推薦不要	—	—	—
56 静岡市	教諭(指導主事等を含む)	—	—	—	併用 推薦者(所属長)	—	—	—
57 浜松市	制限なし	—	—	—	校長 教育委員会	—	—	—
58 名古屋	教務主任	—	—	—	推薦不要	—	—	—
59 京都市	教諭	教諭	教諭	教諭	校長	校長	校長	校長
60 大阪市	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	校長	校長	校長	校長
61 堺市	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄 養教諭	教諭、養護教諭、栄 養教諭	校長	校長	校長	校長
62 神戸市	制限なし	制限なし	—	—	校長	校長	—	—
63 岡山市	教諭の専修免許状又は一種免許 状を有する	—	教諭の専修免許状又 は一種免許状を有す る	—	校長	—	校長	—
64 広島市	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭	教諭	推薦不要	推薦不要	校長	校長
65 北九州市	教諭・養護教諭または栄養教諭	—	教諭・養護教諭また は栄養教諭	—	所属長	—	所属長	—
66 福岡市	教諭	教諭	教諭	教諭	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
67 熊本市	教諭、養護教諭又は栄養教諭に 限る。	—	—	—	推薦不要	—	—	—

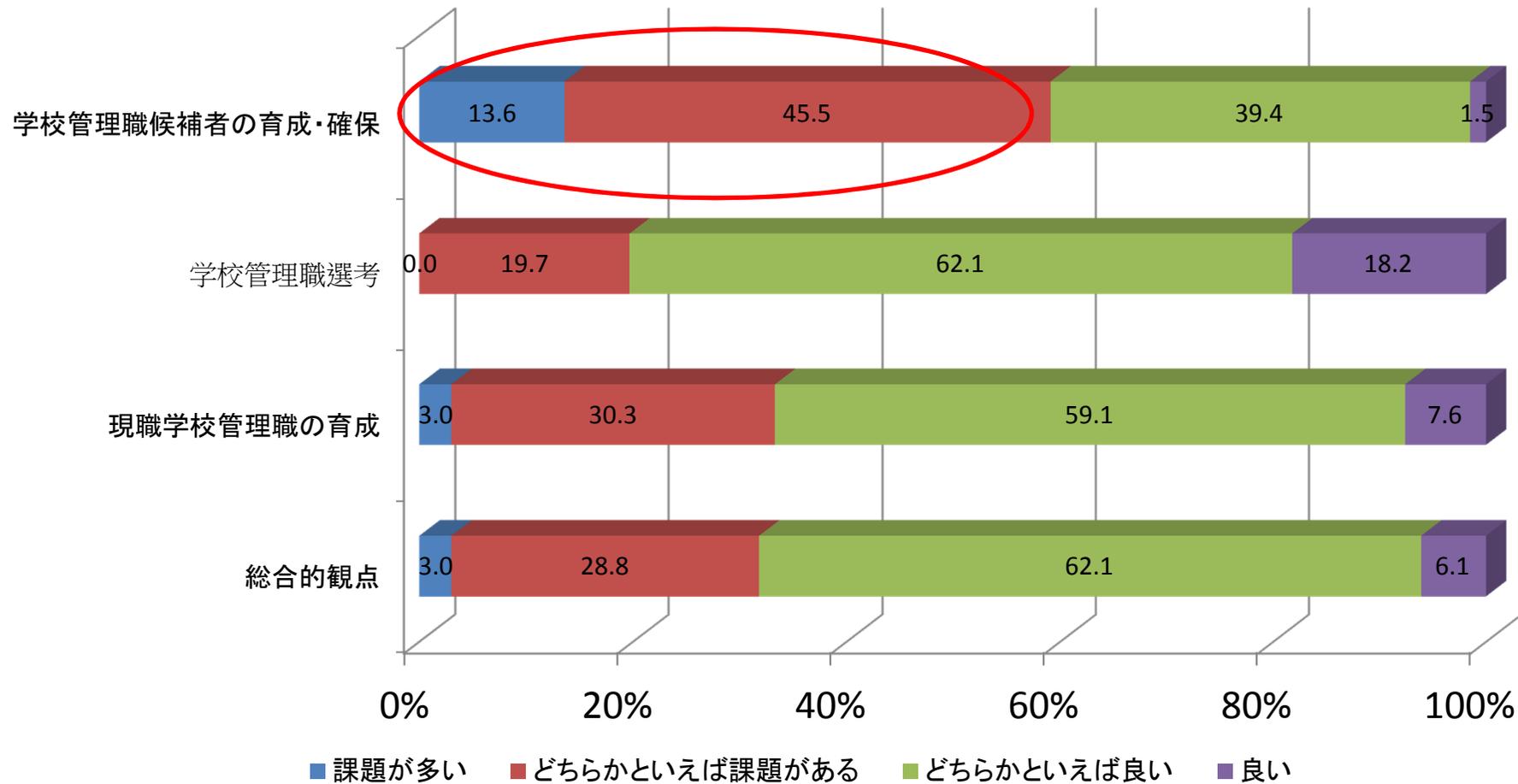
(注1) 表中見出しの「県立」とは、都道府県立・指定都市立学校を示す。

(注2) 「—」は、選考試験を実施していない場合を表す。

(出典) 平成25年度 公立学校教職員の人事行政状況調査結果(文部科学省)

教育委員会における 学校管理職の育成・確保の状況

学校管理職育成のプロセスの各ステージにおける評価

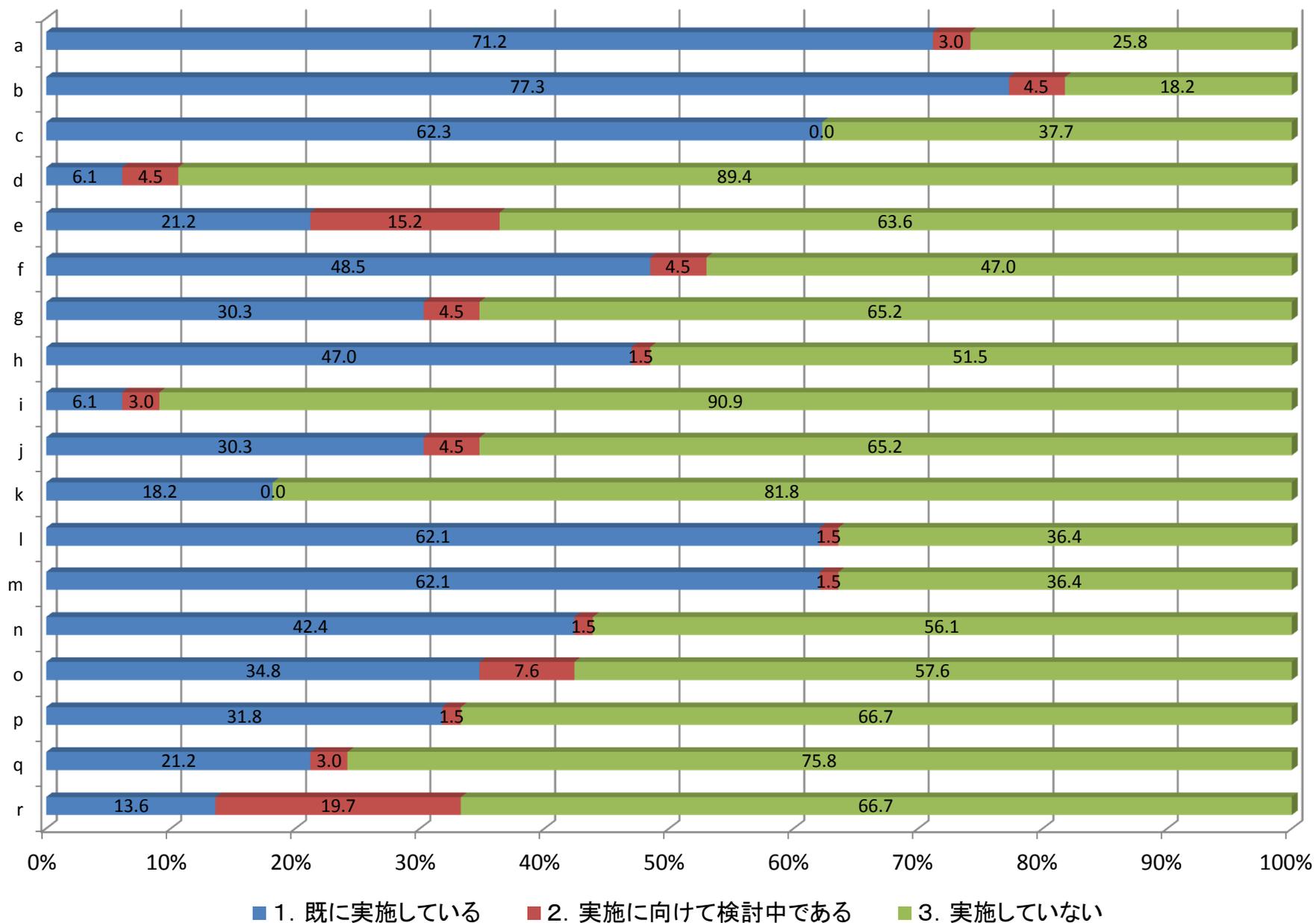


※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)

学校管理職育成の現状と今度の大学院活用の可能性に関する調査報告書(平成26年3月 研究代表者 大杉 昭英)

学校管理職候補者の育成・確保の手立ての実施状況

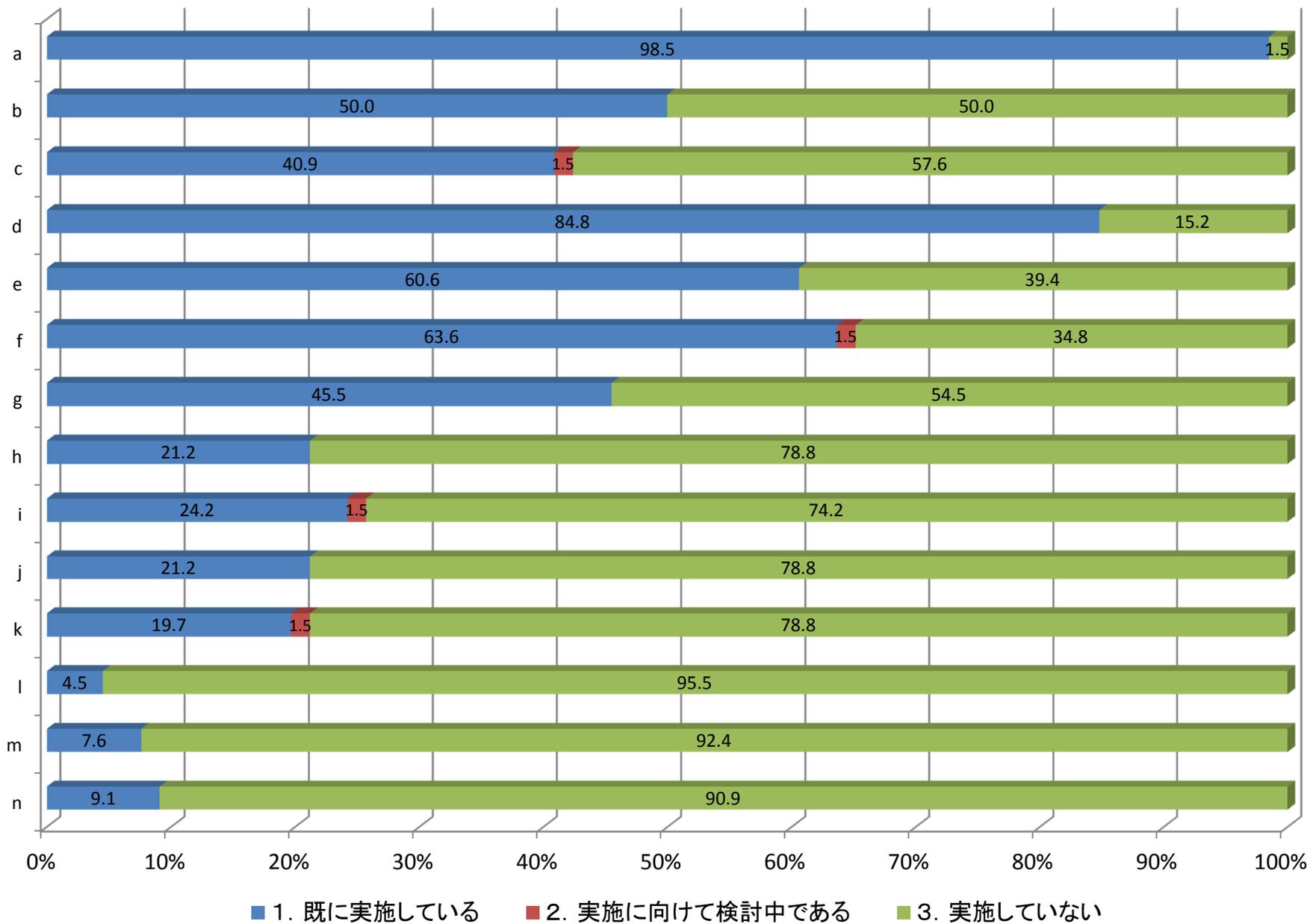
a.学校管理職選考の在り方に関して現職学校管理職へ積極的に周知徹底を図り、協力して学校管理職候補者を育成する体制を作っている
b.将来の学校管理職育成における、自らの役割の重要性を現職学校管理職に向けて喚起する働きかけを行う
c.市区町村教育委員会と有望な学校管理職候補者についての情報共有を促進する
d.処遇の改善を図ることにより学校管理職の魅力を向上させる
e.勤務負担軽減や学校管理職の権限を拡大することにより学校管理職の魅力を向上させる
f.有望な学校管理職候補者を選びセンター等で研修を行う
g.有望な学校管理職候補者を選び大学院派遣研修を行う
h.有望な学校管理職候補者を選び派遣研修(大学院を除く)を行う
i.学校管理職選考試験受験の条件として特定の研修を指定する
j.研修において有望な学校管理職候補者を見極めるため、教育委員会として組織的・計画的な取組を行う
k.有望な学校管理職候補者を優秀な校長在籍校へ異動させて育成を行う
l.有望な学校管理職候補者に主幹教諭等のいわゆる「新たな職」の経験をさせて育成を行う
m.教職員評価を通じて校長と有望な学校管理職候補者についての情報共有を促進する
n.有望な学校管理職候補者を選び、異動を通じた育成・評価を計画的に行う(例えば、教育委員会による適切な支援の下で課題校を経験させる等)
o.任用資格の変更により受験者層増加を図る
p.いわゆる民間人校長(学校教育法施行規則第二十二條の規定に基づくもの)の導入を図る
q.「教育に関する職に十年以上あつたこと」という条件で任用される校長(学校教育法施行規則第二十二條の二の規定に基づくもの)の導入を図る
r.校長の定年延長、再任用を行う



※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)

学校管理職選考の手立て

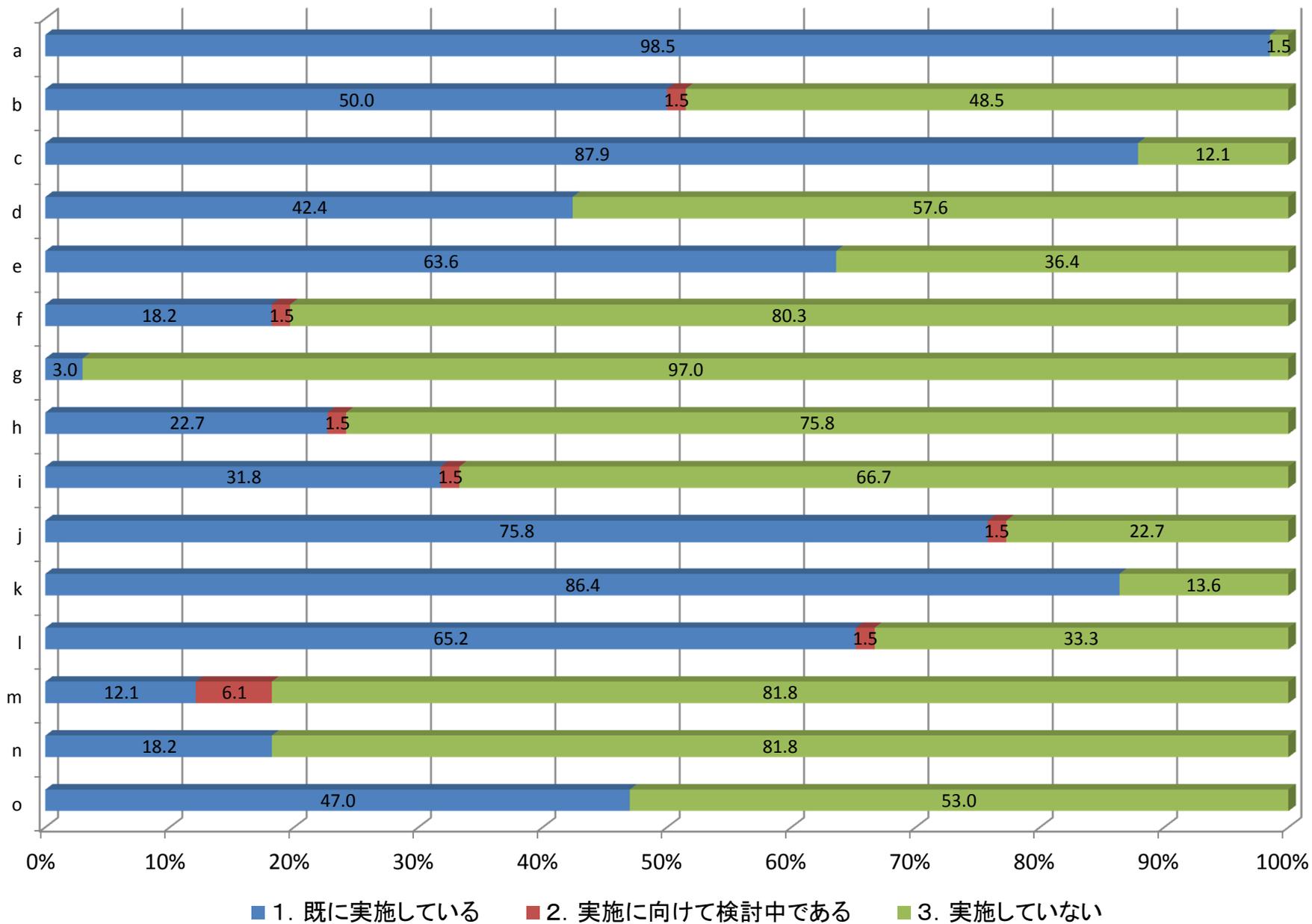
a.学校管理職選考試験を実施する
b.学校管理職選考試験の出願に際して推薦制を導入する
c.学校管理職選考試験の出願に際して自己推薦制を導入する
d.勤務実績を合否の判断材料とする
e.研修履歴、研修における取組等を判断材料とする
f.校長推薦書等を合否の判断材料とする
g.実績報告書(受験者が作成)などを合否の判断材料とする
h.学校管理職選考合格者に対する任用前研修(民間人校長)を行う
i.学校管理職選考合格者に対する任用前研修(民間人校長を除く)を行う
j.学校管理職選考合格者に対する着任前研修(民間人校長)を行う
k.学校管理職選考合格者に対する着任前研修(民間人校長を除く)を行う
l.学校管理職選考合格者に対する大学院派遣研修を行う
m.学校管理職選考合格者に対する派遣研修(大学院を除く)を行う
n.選考試験とは別の任用審査の実施を行う



※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)

現職学校管理職の育成の手立て

a.任用初年度に新任学校管理職研修を行う
b.任用初年度以降、複数年にわたる連続した学校管理職研修を行う
c.新任か否かを問わず学校管理職全員を対象とした研修を行う
d.学校管理職登用後の派遣研修を行う
e.新任学校管理職に対して教育委員会等が訪問指導を行う
f.学校管理職を支援するための外部アドバイザー制度を設け、支援を行う
g.統括校長等の配置により学校管理職に対する指導助言を行う
h.学校管理職向けの業務遂行に関するガイドブックの作製・配布をする
i.他県の事例も含めて学校管理職の先駆的実践の紹介・共有の促進を図る
j.行政主催の校長会等の開催による情報伝達を行う
k.校長会等の独自の運営による校長会等における情報共有の支援を行う
l.民間企業の経営者等を研修会で活用する
m.大学の研究者と連携した現職学校管理職研修の開発・実施を行う
n.教育委員会に学校管理職の学校経営の指導を行う専門ポストを設け支援を行う
o.降任制度の積極的活用による質の保証を行う



※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)

管理職着任前研修・任用前研修の有無について

類型	自治体数	比率
着任前・任用前研修のどちらもおこなっている自治体	3	4.7%
任用前研修をおこなっている自治体	3	4.7%
着任前研修をおこなっている自治体	11	17.2%
着任前・任用前研修のどちらもおこなっていない自治体	47	73.4%
合計	64	100.0%

※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)、未回答2

※任用前研修とは、学校管理職選考試験合格者が任用決定前に受ける研修のことを指し、任用決定者が着任前に受ける研修のことを着任前研修として調査

学校管理職の勤務実態

文部科学省教員勤務実態調査(職種別平均残業時間)

(校長)

平成18年度調査 約36時間(勤務日・休日) ※ 約31時間(勤務日)

(教頭・副校長)

平成18年度調査 約63時間(勤務日・休日) ※ 約55時間(勤務日)

(教諭)

平成18年度調査 約42時間(勤務日・休日) ※ 約34時間(勤務日)
昭和41年度調査 約 8時間(勤務日・休日)

(講師)

平成18年度調査 約41時間(勤務日・休日) ※ 約34時間(勤務日)

※成績処理や授業準備などの持ち帰りの業務は含まれない。

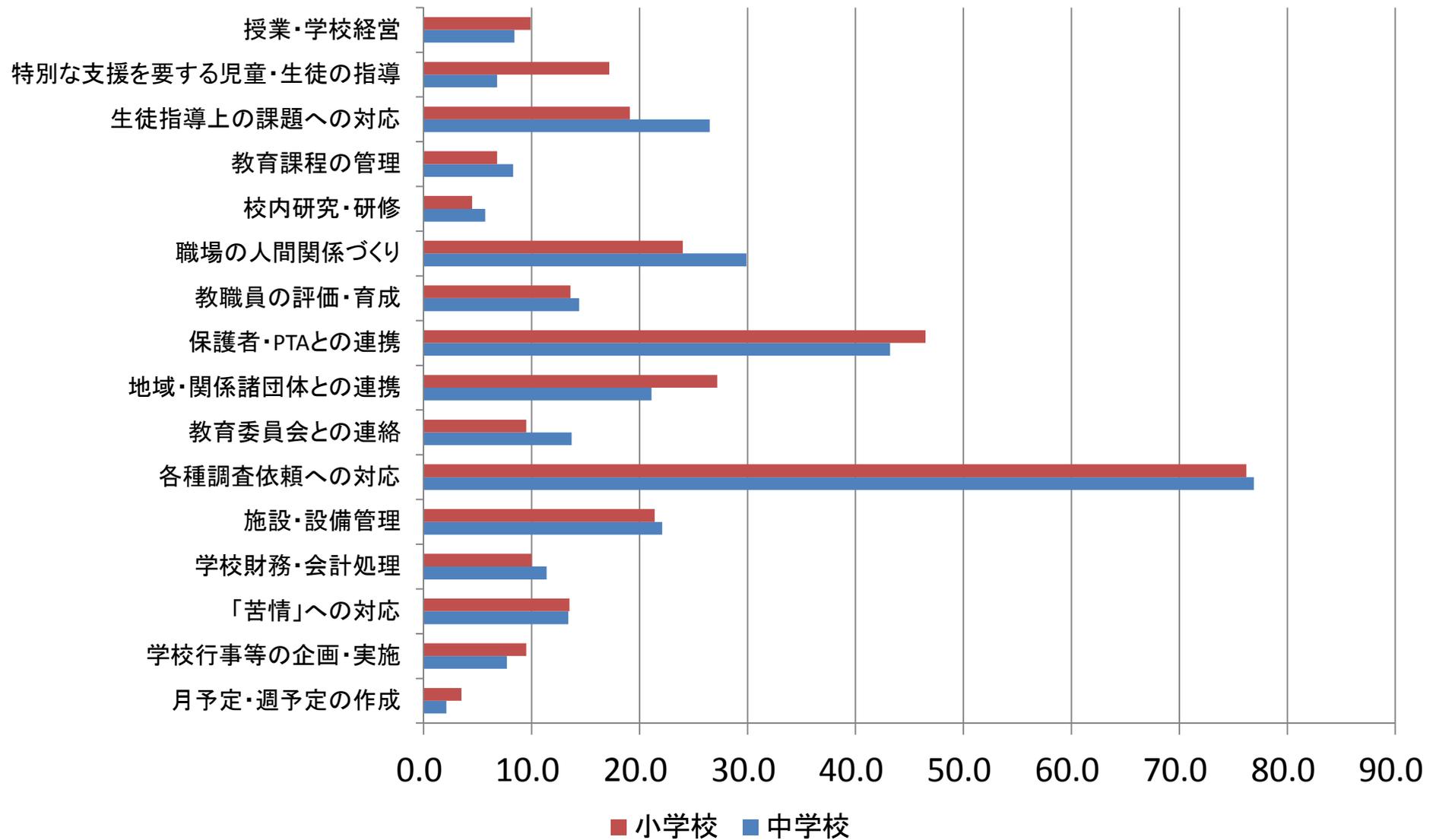
(参考)平成19年1月分 厚生労働省勤労統計調査

30人以上の事業所規模の月間所定外労働時間:12.9時間(早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等)

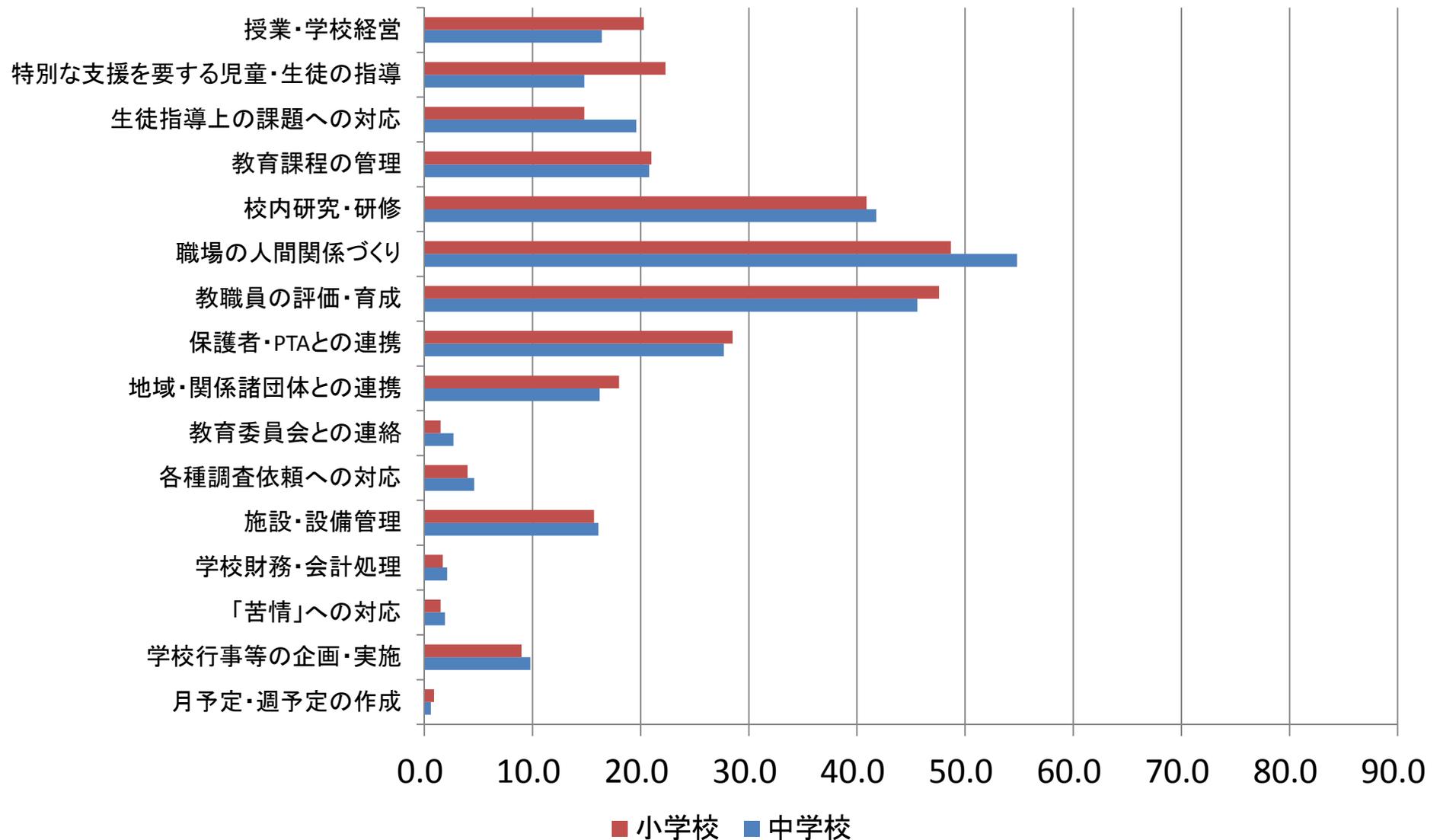
(中学校)校長の仕事の時間配分

参加国平均	日本	校長の仕事のカテゴリー	補足事項
41.3%	35.6%	管理・統括に関する業務や打合せ	人事管理、規則管理、報告、学校の予算管理、日程や学級の編制、方針の立案、リーダーシップ・統率活動全般、国や自治体関係者からの要請への対応を含む
21.4%	25.2%	教育課程や学習指導に関する業務や会議	カリキュラム開発、授業、学級観察、生徒の評価、組織内指導(メンタリング)、教員の職能開発を含む
14.9%	14.6%	生徒との関わり	規律管理、カウンセリング、課外での対話を含む
11.2%	11.2%	保護者との関わり	公式なものとは非公式なものを含む
7.1%	8.3%	地域コミュニティや産業界との関わり	—
4.1%	5.0%	その他	—
100.0%	100.0%	合計	—

教頭が実際に費やす職務内容



教頭が費やしたい職務内容



主幹教諭と主任について

主幹教諭と主任の比較

	主幹教諭	主任
位置付け 選考・任用	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>教諭と異なる職</u>であり任命権者(都道府県・指定都市教育委員会)の<u>任命行為が必要</u>。 ○学校を異動しても主幹教諭の身分は変わらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>職務命令</u>による校務分掌であり服務監督権者(市町村教育委員会又は校長)が命じる(例えば、教務主任については、<u>教諭、指導教諭をもって充てることとされている</u>)。 ○学校を異動すると、当該学校で担当する校務の内容を踏まえて、改めて主任を命じる。
設置	<ul style="list-style-type: none"> ○任意設置 <u>全国で約2万人(国公私の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の合計)</u> (26年度学校基本調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則必置(教務主任、学年主任等が必置) <u>全国で約27万人(国公私の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の合計)</u> (26年度学校基本調査より)
職務	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。</u>(学校教育法第37条9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○例えば、教務主任については以下のとおり規定されている。 <u>教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</u>(学校教育法施行規則第44条4項)
給与	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>教諭とは別の級で処遇</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○手当で処遇(級は教諭と同じ)

主任等の種類について

	省令上の主任等		各教育委員会等により置かれている主任等の例
	原則手当支給あり（注1）	原則手当支給なし	
小学校	教務主任、学年主任	保健主事	分校主任、研究主任（研修主任）、寮務主任、図書主任、小学校の生徒指導主事
中学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事	保健主事、進路指導主事、	
高等学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長	保健主事	
特別支援学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、高等部に置かれる進路指導主事、学科主任、寮務主任	保健主事、農場長、左記以外の進路指導主事、学科主任、寮務主任	

（注1）3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任並びに同学年の児童又は生徒で編制する学級の数3未満である学年に置かれる学年主任を除く。

（注2） は、都道府県によって手当支給の対象として追加されていることが多いもの。

公立学校の主任等の数

学校種	人数	主任等の種類
小学校	108,921人	教務主任18,919人、学年主任70,702人、保健主事19,300人
中学校	61,263人	教務主任9,048人、学年主任24,132人、保健主事9,247人、生徒指導主事9,443人、進路指導主事9,393人
高等学校	30,888人	教務主任3,981人、学年主任10,725人、保健主事3,785人、生徒指導主事3,969人、進路指導主事3,912人、学科主任4,180人、農場長336人
中等教育学校	267人	教務主任31人、学年主任150人、保健主事26人、生徒指導主事30人、進路指導主事30人
特別支援学校	9,562人	教務主任1,600人、学年主任3,973人、保健主事1,022人、生徒指導主事1,236人、進路指導主事1,153人、学科主任294人、農場長2人、寮務主任282人
合計	210,901人	

(出典)平成26年度学校基本調査

管理職や主幹教諭に関する答申・報告等

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について(通知) (平成20年1月23日 19文科初第1074号)(抄)

副校長等の職の設置に関する留意事項について

副校長等の職の設置に関する留意事項については、平成19年7月31日付け文部科学事務次官通知(文科初第536号)第二の第5において既にお示したところですが、加えて、今回の政省令の改正内容も踏まえ、各教育委員会等におかれては以下の事項についても留意願います。

1 副校長に関する事項

(1) 公立学校に置く副校長を、学校教育法上の副校長として位置付けるためには、当該学校を設置する教育委員会が定める学校管理規則に、副校長は、校長を助け、任された校務をつかさどることを職務とする趣旨の規定を設ける必要があること。

(2) 「学校教育法上の副校長」の職務は、校長から命を受けた範囲で校務の一部を処理することができるものであること。

(3) 副校長を置く場合には、教育委員会規則等の改正を行い、副校長が自らの権限と責任で処理できる事項について明らかにすることが望ましいこと。

2 主幹教諭に関する事項

(1) 公立学校に置く主幹教諭を学校教育法上の主幹教諭として位置付けるためには、当該学校を設置する教育委員会が定める学校管理規則に、主幹教諭は、校長、副校長又は教頭を助け、任された校務を整理し、及び授業を受け持つことを職務とする趣旨の規定を設ける必要があること。

(2) 「学校教育法上の主幹教諭」の職務は、命を受けて担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、整理し、他の教諭等に対して指示することができるものであること。

(次頁に続く)

(3) 主幹教諭が校長等から命を受けて担当することができる具体的な校務には、①学校の管理運営に関する事項、②教育計画の立案・実施その他の教務に関する事項、③保健に関する事項、④学校の生徒指導計画の立案・実施その他の生徒指導に関する事項、⑤進路指導に関する学校の全体計画の立案その他の進路の指導に関する事項などが含まれるが、主幹教諭は、こうした学校運営上基本的な校務のうち任されたものを整理すること。

(4) 主幹教諭の職務は、「校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理」と規定されている(学校教育法第37条第9項)一方、主任等の職務は「校長の監督を受け」「連絡調整及び指導、助言に当たる」(学校教育法施行規則第44条)等と規定されている。これらの規定上、主幹教諭の職務は主任等の職務を包含することとなる。このため、当該主任等の担当する校務を整理する主幹教諭が置かれている場合には、当該主幹教諭が主任等の職務を含めて担当することとなることから、当該主任等を置かなくてもよいこととしたこと。

なお、例えば、特に生徒指導に課題を抱えているような学校において、生徒指導を担当する主幹教諭と生徒指導主事を置くような場合等、必要に応じ、主幹教諭と主任等を重ねて置くことが考えられること。

その場合、当該主任等の職務が形骸化することのないよう、各教育委員会等は、当該学校の校務の量や内容について、よく把握した上で、主幹教諭と主任等を重ねて置く必要性を判断すること。

(5) 特別支援学校においては、部主事に主幹教諭、指導教諭又は教諭を充てることとしているが、部主事に教諭が充てられている部に、主幹教諭を置く場合は、相互の職務や権限等について混乱が生じないよう、学校管理規則や校務分掌規程等を整備する必要があること。

(次頁に続く)

3 指導教諭に関する事項

(1) 公立学校に置く指導教諭を、学校教育法上の指導教諭として位置付けるためには、当該学校を設置する教育委員会が定める学校管理規則に、指導教諭は、授業を受け持ち、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために指導及び助言を行うことを職務とする趣旨の規定を設ける必要があること。

(2) 「学校教育法上の指導教諭」の職務は、学校の教員として自ら授業を受け持ち、所属する学校の児童生徒等の実態等を踏まえ、他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行うものであること。

4 副校長、主幹教諭及び指導教諭に関する共通事項

(1) 現在、学校に置かれている独自の職のうち、「副校長」、「主幹教諭」及び「指導教諭」という名称を用いているものについて、学校教育法上の職と位置づけられない場合には、これらの職と混乱することがないように、名称を変更する必要があること。

(2) 副校長等の設置に当たっては、例えば、教諭と職務内容が実質的に変わらないにもかかわらず、主幹教諭と位置付け処遇するような、処遇の改善だけを目的とした運用を行わないこと。選考の基準を要綱等で定めるに当たっては、選考が形式的なものとならないよう、その対象者や選考方法等について、留意すること。

(3) 副校長等の職が適切に機能し、各教職員の適切な役割分担と協力の下で教育活動や校務運営が円滑かつ効果的に行われるよう、適正な校務分掌を整えることが重要であることから、各教育委員会等においては、副校長等の配置の効果について検証し、例えば、副校長等のみに業務が集中することのないよう、必要な指導を継続的に行っていくことが望ましいこと。

(4) 義務教育費国庫負担金においては、学校教育法上の職として位置づけられる場合に、副校長等の給与に要する経費について国庫負担を行うものであること。

今後の地方教育行政の在り方について(答申)(抄)

(平成10年9月21日 中央教育審議会)

3 校長・教頭への適材の確保と教職員の資質向上

学校において個性や特色ある教育活動を展開するためには、校長及びそれを補佐する教頭に、教育に関する理念や識見を有し、地域や学校の状況・課題を的確に把握しながら、リーダーシップを発揮するとともに、教職員の意欲を引き出し、関係機関等との連携・折衝を適切に行い、組織的、機動的な学校運営を行うことができる資質を持つ優れた人材を確保することが重要である。このため、教育に関する職に就いている経験や組織運営に関する経験、能力に着目して、幅広く人材を確保する観点から、任用資格と選考の在り方を見直すとともに、校長が自らの教育理念に基づいて、特色ある教育活動を展開することを促進する観点から、在職期間の長期化や若手教職員の中からの積極的な任用に取り組むなど校長、教頭の人事の在り方を見直すことが必要である。併せて、教職員の人事の在り方についても、今後教職員が意欲的に地域に根差した学校づくりに取り組むことを促進するとともに、「総合的な学習の時間」の導入や選択教科の拡大など、教育課程審議会答申(平成10年7月)において示された新しい教育課程の考え方に基づいて多様な教育活動を円滑に推進する観点から、見直しを図る必要がある。

また、教職員の資質向上と意識改革を図ることが重要である。すなわち、地域や子どもの状況を踏まえた創意工夫を凝らした教育活動を展開していくには、校長、教頭のリーダーシップに加えて、教職員一人一人が、学校の教育方針やその目標を十分に理解して、それぞれの専門性を最大限に発揮するとともに一致協力して学校運営に積極的に参加していくことが求められている。このことは生涯学習社会を構築し、学校が地域の専門的教育機関として期待される役割を担うためにも重要である。そのため、今後、教職員が日常の職務の遂行や学校内外の研修への積極的な参加など様々な機会を通じて、学校運営に積極的に参画していく意欲や態度、それに必要な知識を修得することが重要となる。また、子どもを取り巻く状況の変化に対応し、より多様な活動を通じて子どものよさを様々に引き出す教育活動を、専門分野を異にする教職員が一体となって支え、展開していくとともに、学校運営全体を視野に入れた総合的な事務処理を推進することが求められている。このような観点から、教員の研修制度を見直し、研修内容、方法の改善を図るとともに、養護教員、学校事務職員、学校栄養職員などについても、その専門性を高め、学校運営に積極的に参画していく意欲や態度を培う観点から、それらの教職員に対する研修の充実が必要である。

以上のような観点から、これに関連する制度等について以下のように見直し、改善を図る必要がある。

なお、学校の自主性・自律性を高め、学校の裁量権限と責任がこれまで以上に大きくなることに対応して、校長や教頭に適材を確保し、責任をもって学校運営に当たってもらうためには、校長及び教頭について、管理職手当を含めその職務と責任に相応する処遇の改善を図る必要がある。

また、教員についても、優れた人材を確保し、研修等を通じてその専門性を一層深め、資質の向上を効果的に図っていくためには、教職自体を魅力あるものにするとともに、教員が自らその資質能力を継続的に向上させようとする意欲を喚起しなければならない。そのような観点から、その職務と責任に見合った処遇の改善を図る必要がある。(次頁に続く)⁵²

具体的改善方策

(校長・教頭の任用資格の見直し)

- ア 「学校教育法施行規則」第8条に定める校長の資格については、同条の規定を改め、「教諭の免許状を所有し、かつ教育に関する職に5年以上勤務した経験を有すること」に加え、10年以上教育に関する職に就いた経験がある者については、教諭の免許状を所有しなくても校長に任用できることとするとともに、特に必要がある場合には、都道府県教育委員会等がこれと同等の資質・経験を有すると認める者についても校長に任用できるものとする。
- イ 「学校教育法施行規則」第10条に定める教頭の資格については、「学校教育法」第28条第4項に「教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。」と規定されていることを踏まえ、教諭の免許状の所有要件の取扱いについて検討すること。
- ウ 「学校教育法施行規則」第8条に定める教育に関する職の範囲について、新たに、学校栄養職員、実習助手、児童自立支援施設以外の児童福祉施設において教育を担当する者の職や専修学校において教育を担当する者の職を含めるなど、その範囲を拡大すること。

(校長・教頭の選考と人事の在り方等の見直し)

- エ 校長の選考に当たっては、教育や法令に関する知識等に偏った筆記試験を行わない方向で見直すとともに、教頭の選考についても、そのような筆記試験の比重を縮減するなど、より人物・識見を重視する観点から改善を図ること。
- オ 校長、教頭としてふさわしい資質と意欲をもった若手教職員や学校外の人材を積極的に任用するため、年功序列にとられない新たな評価方法や任用方法を研究開発し、人事の在り方を見直すこと。
- カ 校長が自らの教育理念に基づいて、特色ある教育活動を推進できるようにするため、校長の在職期間の長期化を図るなど人事異動の在り方を見直すこと。
- キ 学校運営の複雑化・多様化に対応し、校長を補佐できるよう、学校の規模や地域の状況に応じて、教頭の複数配置を推進すること。
- ク 校長、教頭の学校運営に関する資質能力を養成する観点から、例えば、企業経営や組織体における経営者に求められる専門知識や教養を身に付けるとともに、学校事務を含め総合的なマネジメント能力を高めることができるよう、研修の内容・方法を見直すこと。

(次頁に続く)

(教職員の人事の在り方の見直し)

- ケ 教職員の人事について、地域や学校の実態に応じ、計画的な人事行政が行われるよう採用や異動、校長、教頭への任用等の人事異動の方針や基準について、絶えず適切な見直しを図ること。
- コ 教職員の帰属意識を高め意欲的に学校づくりに参画することができるよう、様々な学校や地域での勤務を重ねることによる職能成長の重要性にも十分配慮しつつ、例えば、当該教職員が比較的長期間勤務したり、繰り返して勤務するような拠点的な勤務校という考え方を採り入れるなどの工夫を講じること。

(教職員の研修の見直しと研修休業制度の創設)

- サ 中堅教員の研修について、将来の校長、教頭としての人材を育成する観点から上記クと同様に研修の見直しを行うとともに、教職以外の経験を豊富にするため、社会教育施設等での勤務体験や長期社会体験研修の充実を図ること。
- シ 国内外における大学院での学修や研究機関等での研修、ボランティア活動への参加などについて、休業扱いとすることにより、教員が教職以外の幅広い活動を通じて自発的にその資質向上を図ることを可能とする研修休業制度の創設について検討すること。
- ス 養護教員、学校事務職員、学校栄養職員等の研修について、これらの職員の専門性を高め、学校運営への積極的な参画を促す観点から、研修内容を見直し、その充実に努めること。

(適格性を欠く教員等への対応)

- セ 子どもとの信頼関係を築くことができないなど教員としての適格性を欠く者や精神上的疾患等により教壇に立つことがふさわしくない者が子どもの指導に当たることのないよう適切な人事上の措置をとるとともに、他の教員に過重な負担がかかることのないよう非常勤講師を任用するなど学校に対する支援措置を講じるよう努めること。また、教員としての適格性を欠く者については、教育委員会において、継続的に観察、指導、研修を行う体制を整えるとともに、必要に応じて「地方公務員法」第28条に定める分限制度の的確な運用に努めること。

学校の組織運営の在り方について(作業部会の審議のまとめ)(抄)

(平成16年12月20日 中央教育審議会 初等中等教育分科会
教育行財政部会 学校の組織運営に関する作業部会)

(2)学校の組織体制の再編整備

②学校運営を支える機能の充実

学校組織については、校長、教頭以外は横に並んでいる、いわゆる「なべぶた」組織であると言われている。これは、一人一人が責任を持って業務に当たる上では一定の役割を果たすかもしれないが、組織的な学校運営をかえって難しくしている面もあるのではないか。このような組織では、前述の「一人一役」の考え方とあいまって、その場の対応に終始したり、責任の所在を不明確にするおそれもあると考えられる。

前述のように、学校の権限の拡大などに伴い、このような「なべぶた」組織では対応しきれないと考えられることから、組織的な学校運営を支える機能が重要であると言える。先に述べたように、学校においては集団としての力を生かすことが求められることから、組織的な学校運営においては、校長、教頭のもとでそれぞれのグループをまとめたり調整を行う中間的な指導層の役割も大切である。同時に、新たな課題への対応も含め、様々な専門職や外部の力の活用が求められているところであり、これらを有機的に連携させ、学校全体の総合力を向上させるよう調整を図る機能も大切である。

主任制については、中央教育審議会の提言も踏まえながら、一層の定着が図られてきたところであり、全体としては概ね定着してきていると考えられる。特に教育指導面などにおいてその機能を果たしているという認識がある一方で、例えば校長の方針などを組織全体に伝達するには一人一人に説明することになるなど、校務運営面では必ずしも十分に機能していないという指摘もある。これに対し、東京都では担当する校務をつかさどる主幹を置いているが、これについては、担当する校務の責任ある処理が期待できるとともに、管理職と各職員のいわばパイプ役となってその意思疎通や理解に寄与するなどの効果が見られるという指摘もある。

これらを踏まえ、学校運営を支える機能の充実について検討する必要があると考えるものである。

さらに、学校組織においては、職員の横並びが指摘される一方で、横の連携が必ずしも十分に行われず、例えば、授業を他の教員に見せたがらない、指導方法について相談することを好まない、あるいは先輩が後輩を指導することが余りないなど、OJT(On the Job Training)が十分に行われず、一人の職員の研修の成果が他の職員になかなか共有されないこともある。組織的な学校運営を支える在り方の一つとして、組織力の向上に資するよう職員間の連携を更に図ることも大切であると考えられる。

(次頁に続く)

(ア)学校運営を支える体制の整備

- 校長や教頭を支えるものとして、例えば教頭や教務主任などを副校長や副教頭として位置付け、これに一定の権限を委ねるような仕組みについて検討する必要があると考える。
- また、例えば教育課程管理などにおいて主任が機能するよう更にその定着を図り、あるいは、必要に応じ、管理職を補佐して担当する校務をつかさどるなど、一定の権限を持つ主幹などの職を置くことができるようにする仕組みについて、更に検討する必要があると考える。
- その場合、これらを一律に行うのではなく、それぞれの実情に応じて工夫することが大切である。
- 教頭の役割を再確認し、その機能をより確固としたものとすることも大切であると考え。また、教頭の複数配置の一層の活用について検討することも考えられる。

(中略)

(4)管理職の一層の適材確保

組織的な学校運営を進める上でも、校長やこれを支える教頭といった管理職に人を得ることが肝要であることは言うまでもないところである。

管理職の適材確保については、これまでも、その選考の在り方について、知識等に偏重しないで、より人物、識見を重視する方向で、例えば面接を取り入れたり、筆記試験の比重を少なくするなどの取組が行われてきたところである。また、その研修においてマネジメント研修や社会体験を取り入れるなど、管理職としての能力の向上を図る取組も進められてきたところである。さらに、中央教育審議会の提言を踏まえ、平成12年の学校教育法施行規則の改正により、校長、教頭の資格要件を緩和する制度改正が行われた。これにより、各教育委員会において、民間人をはじめ幅広い人材の登用が図られているところであるが、これについては、今後、その成果を地域全体に広げていくことが課題となっていると言える。

これらを踏まえ、管理職の一層の適材確保について検討する必要があると考える。

(次頁に続く)

①管理職の一層の適材確保

管理職の適材確保については、その登用後の研修も重要であるが、**登用前の管理職の育成が重要**である。とりわけ、前述のキャリアの複線化を図るとすれば、管理職を志向する者について必要な資質能力を育成することが大切となるであろう。

(ア)管理職の育成と登用

○ 管理職の人材育成と適材確保の観点から、管理職となる候補者に研修などを行い、そのなかで資質能力を育成しながらこれを見極めて登用を行うよう、例えば管理職候補者登録制などの仕組みについて検討する必要があると考える。

その場合、**管理職候補者を前述の主幹や教務主任などとしてOJTを行うことも考えられる。**

○ 管理職としてふさわしい人材を育成するため、**独立行政法人教員研修センターや各教育委員会の研修センターの一層の活用が必要**である。それとともに、教職員については、日々の業務を通じて管理職としての資質能力を身に付けることや、これに関する研修の機会が必ずしも十分にあるとは言えないことから、大学院における研修などの充実も含め、**大学院と連携した育成の在り方について検討することも考えられるのではないか。**

○ 管理職の登用については、教員の年齢構成や今後の退職者数の推移を踏まえ、計画的な人事を行い、在職期間の長期化を図るなど、それぞれの理念や能力を発揮できるようにすることも重要な視点であると考ええる。

(イ)幅広い人材登用

教頭について、校長と同様、民間人などを登用できるよう、学校教育法施行規則の改正により、その資格要件を緩和することについて検討する必要があると考える。さらに、前述の事務長や主幹についても民間人などを登用することが考えられるのではないか。

キャリアの複線化のなかで、教頭は校長になれなかった人というのではなく、教頭としてまっとうする人、さらに前述のスーパー・ティーチャーなどとしてまっとうする人など、教職員のキャリアの在り方も様々な形があってよいのではないかと考える。

(次頁に続く)

(ウ)組織全体の総合力の向上

- 学校運営の責任者は校長であるが、校長一人がすべてを担うのではなく、学校組織全体の総合力を高めることが重要である。そのためには、すべての職員が自らの職責を自覚しながら能力や個性を発揮し、組織全体として有機的な運営態勢となることが求められることから、例えば、教育活動面で特に力量のある校長のもとに民間人等の教頭を配することなどが有効であると考えられる。
- さらに、組織的な学校運営を行うには、すべての教職員がマネジメントの発想やリーガル・マインドを持ちながら教育活動を含め業務を遂行することが大切であり、そのような研修等について工夫することも必要であろう。それとともに、学校の組織運営全体について整理しておくことで、人事異動などがあっても、全体の組織運営の流れは維持されるものと考えられる。

②教育委員会の学校支援

組織的な学校運営を進めるには、前述の管理職の適材確保、あるいは組織体制の整備などと同時に、教育委員会が学校を支援する機能を強化することが不可欠である。これについては、地方教育行政部会で同様の検討が行われているが、本作業部会としても、以下の点について言及があったところである。

- 学校への支援の強化や教育委員会とのパイプ役となるよう、校長職、教頭職に相当する学校支援の専門職を教育委員会に置くことができるような仕組みについて検討する必要があるのではないかと考える。その場合、これを含め計画的な人事を行うことにより、管理職の在職期間の長期化を図ることも考えられる。
- 特に危機管理などにおいて学校を支援する機能を充実し、例えば事件、事故などの場合、法務相談をはじめ学校を支援し、学校に過度の責任を負わせないようにすることが求められる。
- 教育委員会の行政評価の中で、教育委員会の学校への支援が十分に行われているかチェックすることも重要な視点であると考えられる。
- 学校の権限の強化に伴い、学校が適切にその権限を行使しているか、管理職のマネジメントがうまく機能しているかなどについて、学校現場自らや住民が評価することが重要になるであろう。
- 学校の評価に関連して、学校現場からのフィードバックを可能にするシステムについても検討する必要があると考える。

新しい時代の義務教育を創造する(抄)

(平成17年10月26日中央教育審議会 答申)

第2部 各論

第3章 地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める―学校・教育委員会の改革―

(1) 学校の組織運営の見直し

ア 学校の自主性・自律性の確立

○ 学校が主体的に教育活動を行い、保護者や地域住民に直接説明責任を果たしていくためには、学校に権限を与え、自主的な学校運営を行えるようにすることが必要である。

現状でも、校長の裁量で創意工夫を発揮した特色ある教育活動を実施することが可能であるが、人事面、予算面では不十分な面がある。

権限がない状態で責任を果たすことは困難であり、特に教育委員会において、人事、学級編制、予算、教育内容等に関し学校・校長の裁量権限を拡大することが不可欠である。

○ 教職員の人事について校長の権限を拡大することが必要である。人事権を有する教育委員会において、例えば、教員の公募制やFA(フリー・エージェント)制などを更に推進することが求められる。

○ 学級編制を含めた指導方法の工夫改善については、各学校がそれぞれの実情に応じて個別に判断することが適当である。このため、各学校が個別に学級編制を行うなど学校の判断が尊重されるよう現行の学級編制の仕組みを見直す必要がある。

○ 教育内容に関する学校の裁量を拡大するとともに、予算面で、学校の企画や提案に基づいた予算の配分や、用途を特定しない裁量的経費の措置など、学校裁量の拡大を更に進めることが必要である。このため、学校の設置者である教育委員会においては、教育委員会規則の改善や学校予算の配分方法の工夫などを一層進めることが求められる。

(次頁に続く)

○ 以上のように、学校の裁量を拡大し、地域や学校の特色を生かした多様で個性的な教育が展開されるようにするためには、その土台として、確固とした教育条件が整備されていることが不可欠である。次章で述べるように、教職員、学校施設、教科書という教育の最も基本的な条件の整備は、特に確実に行われることが必要である。

○ 学校運営を支える機能の充実のため、教頭の複数配置を引き続き推進したり、主任が機能するよう更にその定着を図ることが重要である。それとともに、今後、管理職を補佐して担当する校務をつかさどるなど一定の権限を持つ主幹などの職を置くことができる仕組みについて検討する必要がある。

また、事務の共同実施や共同実施組織に事務長を置くことを検討するなど、学校への権限移譲を更に進めるための事務処理体制の整備を進めることが必要である。

○ 機動的な学校運営のため、前述の教頭の複数配置や主任制、主幹制なども活用しつつ、校長が、その権限と責任において決定すべき事項と、職員会議等を有効に活用することがふさわしい事項とを区別して学校運営に当たることが重要である。

これによって、学校的意思決定が、校長のリーダーシップの下に、高い透明性を確保し、公平・公正に行われることが重要である。また、決定した事項についての教育委員会や校長等の説明責任が常に意識されることが重要である。

○ 教師が以前に比べ多忙になり、子どもと触れ合う時間が確保できないという指摘がある。今後、学校が処理する事務・業務の見直しや、国・都道府県・市区町村が行う調査等の精選により、学校の負担軽減を図ることが必要である。

今後の教員給与の在り方について(抄)

(平成19年3月29日 中央教育審議会 答申)

第二章 教員の校務と学校の組織運営体制の見直し

2. 学校の組織運営体制の見直し

○ 現在の学校はいわゆる鍋蓋型組織となっており、管理職である校長・教頭以外は職位に差がない教諭が大多数を占めている。その結果、学校をめぐる環境の複雑化に伴い、教頭の学校運営に係る各種調整のための業務が増大してきており、教員勤務実態調査暫定集計の結果においても教頭のこれらに係る勤務時間がかなり長くなっている。より円滑な学校運営を実施していくためには、教頭の業務のサポートが必要となってきた。

○ このような状況を踏まえ、教頭の複数配置を促進するとともに、校長を補佐し、担当する校務を自ら処理する副校長(仮称)制度や校長及び教頭を補佐して担当する校務を整理するなど、一定の権限を持つ主幹(仮称)制度の整備を行うことが必要である。その場合においては、副校長(仮称)や主幹(仮称)の職務内容や既存の職との関係を整理するとともに、学校の組織運営上の必要性、学校規模や市区町村及び各学校の状況などを踏まえつつ、都道府県・政令指定都市教育委員会の判断により学校に配置できるようにすることが必要である。

○ 各学校においては、校務分掌上の部科や主任の在り方等既存の学校組織の在り方の見直しを行うとともに、必要に応じて都道府県・政令指定都市教育委員会から教頭の複数配置、主幹(仮称)や事務長(仮称)の配置などを受けることにより、一層効率的な学校運営組織の構築を図るとともに、校務分掌や役割分担の在り方を整理していくことが必要である。

3. 学校の指導体制の充実

○ 教育の質の向上を図るためには、校外における研修の充実だけでなく、校内におけるOJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング:職場内研修)を通じて、日々の実践の中で個々の教員の資質向上を図ることが重要であり、そのためには、指導力に優れた教諭が、他の教諭等に対して日常的に教育上の指導助言や研修を行い、学校全体として教員の指導力を高めていくことが必要である。

○ このため、各学校の必要性に応じて、指導力に優れ、他の教諭等への教育上の指導助言や研修に当たる職務を担う指導教諭(仮称)の職を設け、都道府県・政令指定都市教育委員会の判断により、学校に配置できるように制度の整備を行い、教諭のキャリアの複線化に資するようになることが必要である。

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(抄) (平成24年8月28日 中央教育審議会 答申)

Ⅲ. 当面の改善方策～教育委員会・学校と大学の連携・協働による高度化

3. 現職段階及び管理職段階の研修等の改善方策

(2) 管理職の資質能力の向上(「専門免許状(仮称)」を想定しつつ、管理職としての職能開発のシステム化)

○ 組織のトップリーダーとしての管理職の役割は極めて重要である。マネジメントに長けた管理職を幅広く登用するため、教職大学院、国や都道府県の教員研修センター等の連携・協働による管理職、教育行政職員の育成システムの構築を推進する。この場合、管理職だけでなく、管理職候補者である主幹教諭を対象とした研修を重視する。

○ 特に、教職大学院のカリキュラムや独立行政法人教員研修センターの学校経営研修等を活用しつつ、管理職、教育行政職員に求められる資質能力をもとに、マネジメント力を身に付けるための管理職、教育行政職員育成プログラムを開発する。その際、いじめ・暴力行為・不登校等生徒指導上の諸課題を含め複雑かつ多様な課題にリーダーとしてマネジメント力を発揮できるよう留意する必要がある。

○ また、管理職選考においては、このような管理職育成プログラムの成果を評価するなど、選考方法の一層の改善を図ることが求められる。

○ なお、教育長をはじめとする教育行政に携わる職員の資質能力向上も重要である。教育長を対象としたセミナー等を実施している教職大学院があるが、今後、関係機関において、このような研修機会を充実することも考えられる。